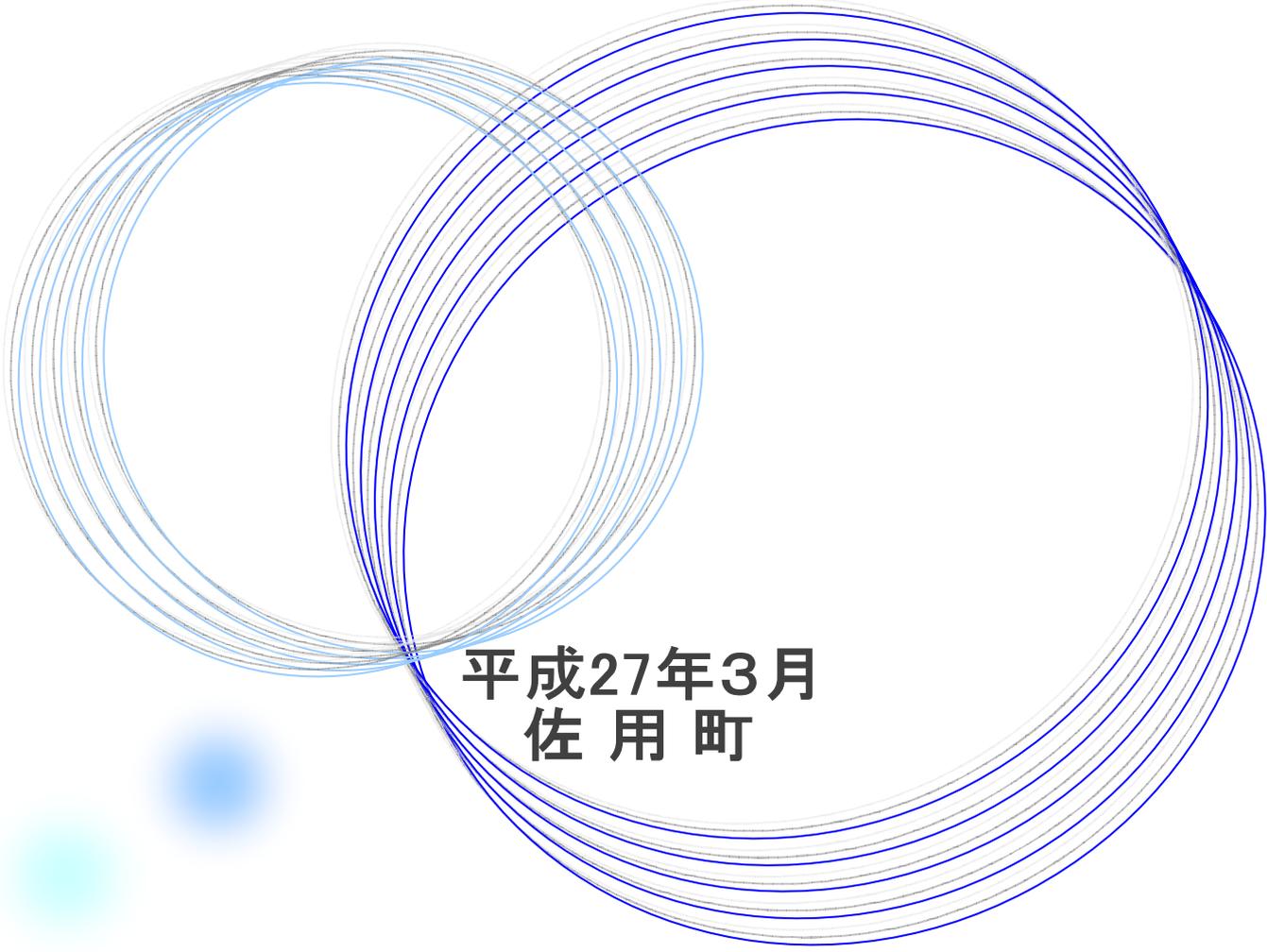


第2次佐用町障害者計画及び 第4期佐用町障害福祉計画

すべての人が安心して、尊重し合いながら暮らせるまち



平成27年3月
佐用町

はじめに

佐用町では、平成19年3月に「佐用町障害者計画及び障害福祉計画」を、平成21年3月には「第2期佐用町障害福祉計画」を、また平成24年3月には「第3期佐用町障害福祉計画」を策定し、福祉、保健、医療、介護、教育、生活環境の整備等、幅広い分野にわたり、障害福祉施策を総合的・計画的に推進して参りました。

また、国においては、平成26年1月に国連の「障害者の権利に関する条約」を批准したことに伴い、障害のある人の権利を保護し、障害のある人が教育や就労、地域生活等のあらゆる面において、不自由さを感じる事のない社会環境づくりをより一層進めることが求められています。

このような中、本町では、障害の重度化やニーズの多様化等、障害のある人を取り巻く環境の変化に的確に対応するために、障害のある方の福祉に関するアンケート調査や当事者団体の方々のヒアリング等を踏まえ、新たに「第2次佐用町障害者計画及び第4期佐用町障害福祉計画」を策定いたしました。

本計画では、「すべての人が安心して、尊重し合いながら暮らせるまち」を基本理念として掲げ、障害の有無にかかわらず各々の個性が尊重され、誰もが安心して、一人の町民として同じ立場で暮らしていけるまちをめざして、積極的に取り組んで参ります。

今後とも、本町が障害のある人にとって暮らしやすく、住み続けたいまちとなるよう、本計画に基づき、関係者のみなさまと連携しながら、障害福祉施策の推進に取り組んで参りますので、みなさまのご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、専門的な立場から貴重なご意見やご提言をいただきました佐用町障害者計画及び佐用町障害福祉計画策定委員会のみなさまをはじめ、アンケート調査やヒアリング調査等にご協力をいただきました多くの町民や関係団体のみなさまに心から御礼申し上げます。

平成27年3月

佐用町長 庵 迺 典 章



も く じ

第1章 計画策定の概略	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 障害福祉制度の変遷（国の動き）	2
3. 計画の位置づけ	3
4. 他計画との関係性	4
5. 計画策定にあたって	5
第2章 計画の基本方向	7
1. 計画策定にあたって必要な視点	7
2. 基本理念	8
3. 施策体系	9
4. 計画の推進体制	10
第3章 施策の展開	11
1. 障害のある人への理解の促進	11
2. 地域での生活の支援	14
3. 障害のある児童・生徒への支援	21
4. 生きがいをもって生活できる社会づくり	24
5. 安全・安心な環境づくり	26
第4章 第4期佐用町障害福祉計画	29
1. 前回計画の実績と評価	29
2. 第4期計画策定において踏まえるべきポイント	36
3. サービス提供における基本的な考え方	37
4. 平成29年度までの成果目標	39
5. 障害福祉サービス（活動指標）	41
6. 地域生活支援事業	48

資料編	57
1. 統計データからみる佐用町	57
2. アンケート調査の結果概要	64
3. 関係団体調査結果のまとめ	81
4. 計画の策定経過	84
5. 佐用町障害者福祉計画策定委員会設置条例.....	85
6. 策定委員名簿	87
7. 用語解説	88

第1章 計画策定の概略

1. 計画策定の趣旨

佐用町においては、平成19年3月に「佐用町障害者計画及び障害福祉計画」、平成21年3月には「第2期佐用町障害福祉計画」、平成24年3月には「第3期佐用町障害福祉計画」を策定し、「リハビリテーション」「ノーマライゼーション」「エンパワメント」の理念を計画の基本理念として、すべての障害のある人の自立と社会参加の実現をめざして、障害のある人の施策の推進に取り組んできました。

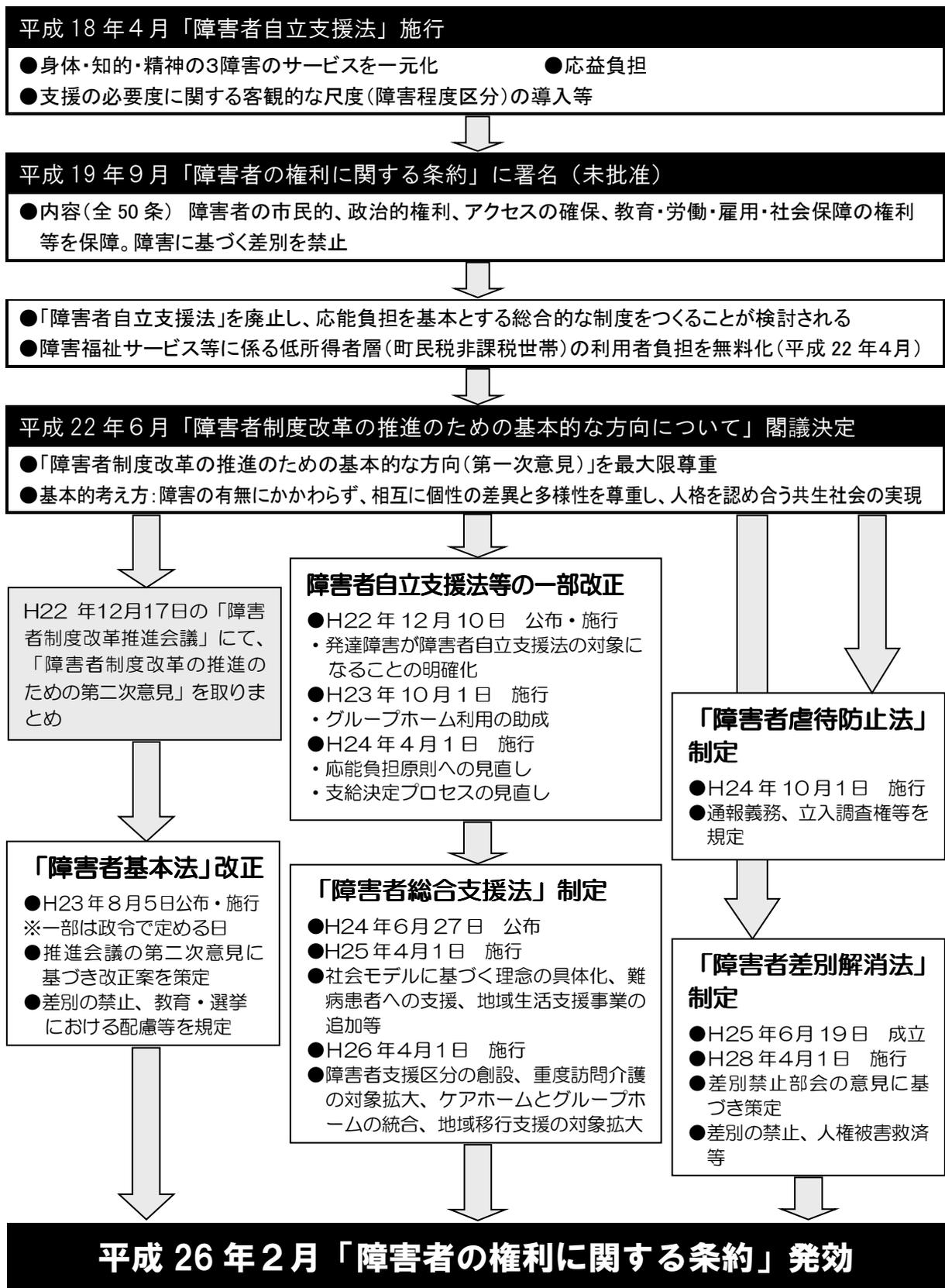
国では、国際連合の「障害者の権利に関する条約」の締結に必要な、国内法の整備をはじめとする障害のある人の施策の抜本的な見直しが行われており、これまで「障害者基本法」の改正（平成23年8月公布）や「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の制定（平成23年6月公布）、平成22年12月及び平成24年6月の2回にわたる「障害者自立支援法」の大幅な改正（平成24年6月の改正によって「障害者総合支援法」に改称）が行われています。

また、平成28年4月に施行予定である「障害者差別解消法」において、公的機関については「社会的障壁の除去」を障害のある人や家族から求められた場合に「合理的配慮」をすることの義務付けが行われるよう求められています。

「障害者基本法」の改正では、社会的障壁（日常生活や社会生活を営む上で障壁となる事物、制度、慣行、観念等）の除去や、合理的な配慮がされなければならないとの規定がなされています。個人が、希望に応じた社会的活動への参加を妨げられないためにも、施設・設備のバリアフリー化といった物理的障壁の除去はもちろん、雇用、就学その他の社会活動への参加に際しての障害等による排除等、制度上や慣行上の障壁の除去も含めた日常生活における問題の解決が重要となっています。

こうした法制度の変革の動きに的確に対応していくとともに、現行の「佐用町障害者計画」の実績やアンケート・団体調査の結果を踏まえ、障害のある人が地域において安心して暮らすことのできる共生社会をめざし、啓発・広報、地域生活の支援、保健、医療、介護、雇用、教育、生活環境、危機管理等幅広い分野を対象とした、「第2次佐用町障害者計画及び第4期佐用町障害福祉計画」（以下、本計画という）を新たに策定しました。

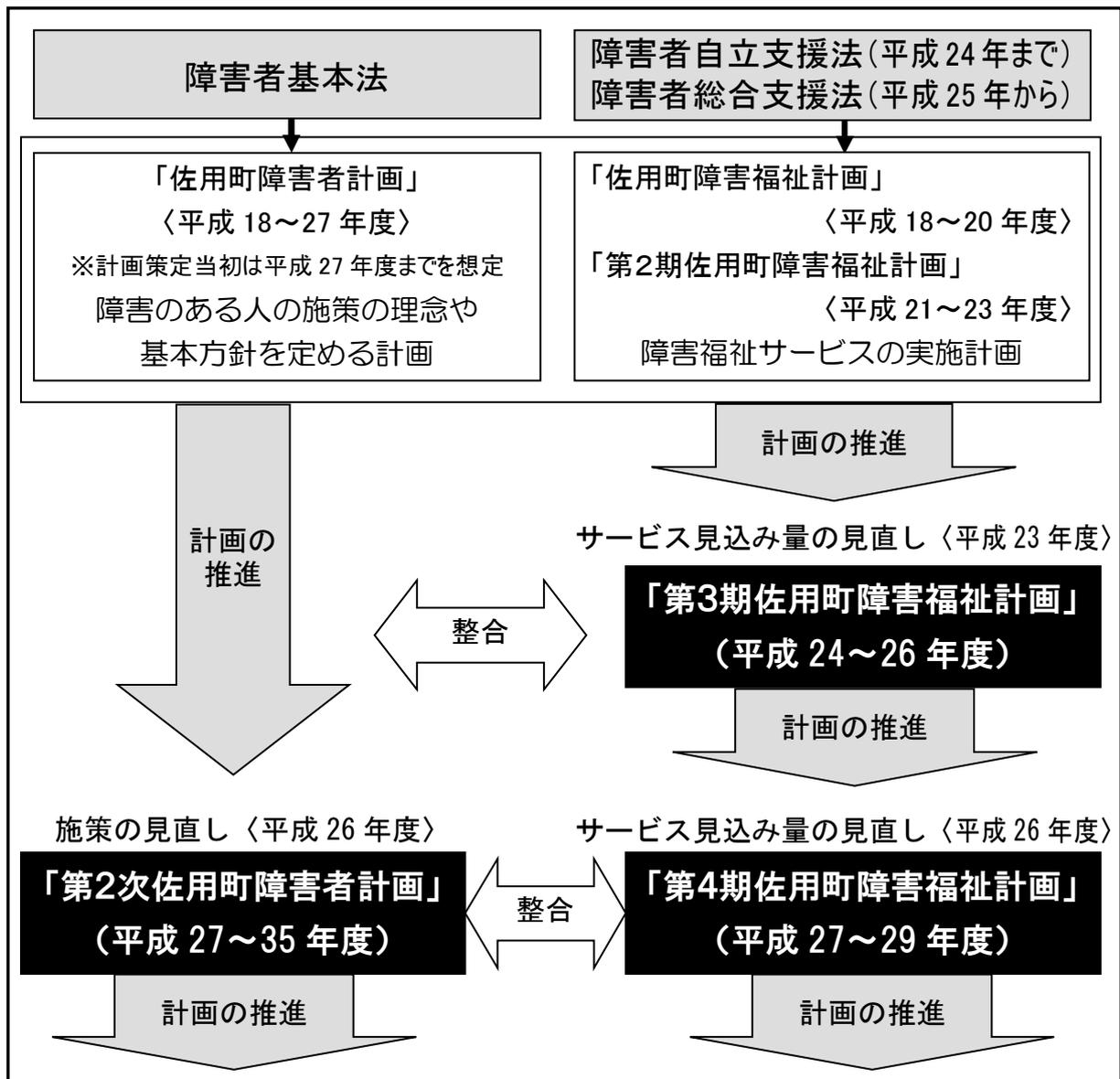
2. 障害福祉制度の変遷（国の動き）



3. 計画の位置づけ

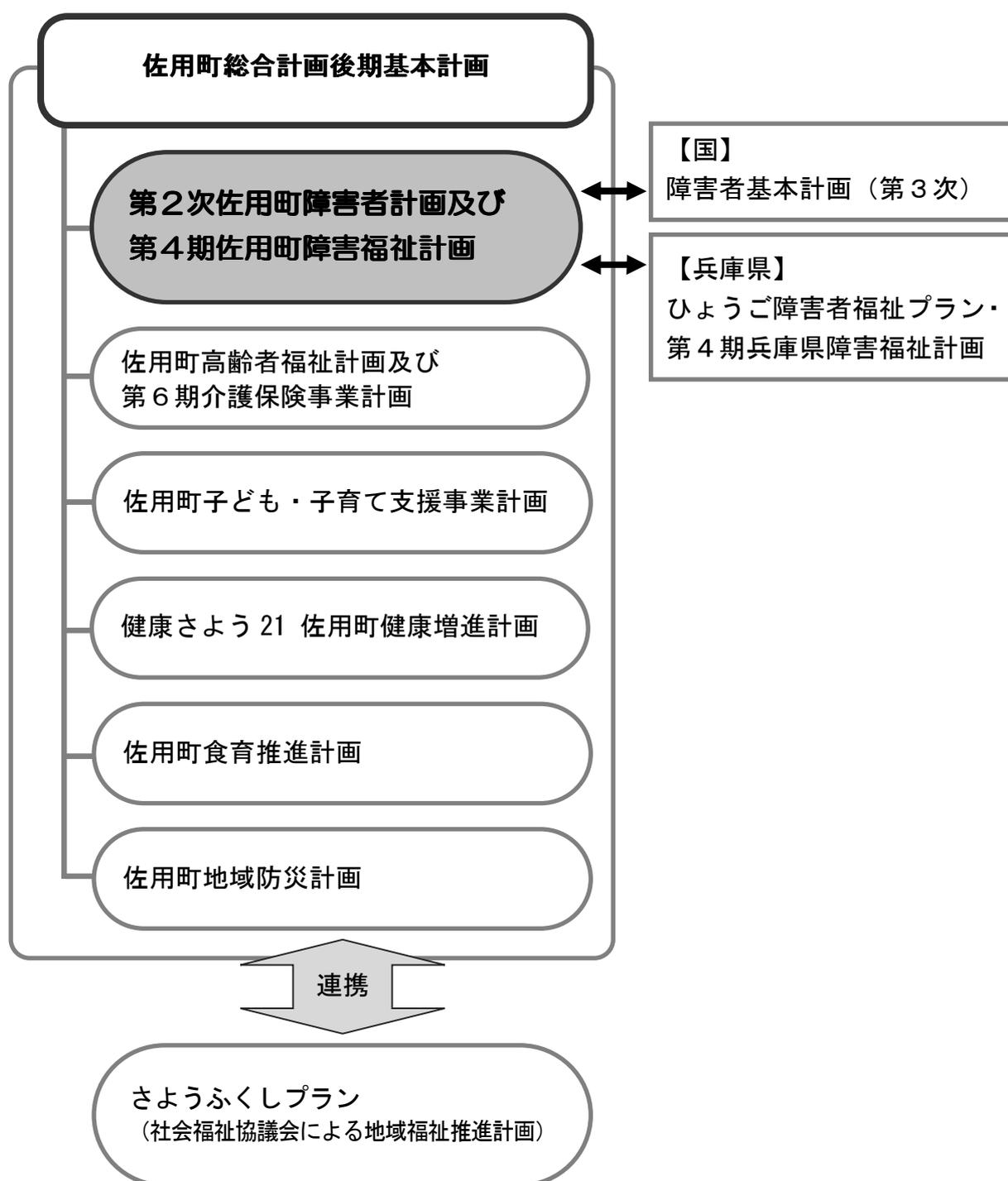
本計画は、「障害者基本法」に基づく市町村障害者計画と、「障害者総合支援法」に基づく障害福祉計画の2つの計画を一体的な計画として策定するものです。

市町村障害者計画は障害者基本法第 11 条第3項に基づくものであり、障害のある人の施策を推進するための基本理念、基本目標を定めることにより、その方向性を明らかにし、今後の障害者施策を推進するにあたっての指針となるものです。また、市町村障害福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条に基づき策定するもので、障害福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービス等を確保するための方策等を示す実施計画となります。



4. 他計画との関係性

本計画は、国の「障害者基本計画（第3次）」（平成25年度～平成29年度）や、兵庫県の「ひょうご障害者福祉プラン・第4期兵庫県障害福祉計画」（平成27年度～平成32年度）を踏まえ、「佐用町総合計画後期基本計画」（平成24年度～平成28年度）を上位計画として、様々な関連計画と整合性を持たせたものとしします。



5. 計画策定にあたって

(1) アンケート調査の実施

障害者手帳所持者と難病患者約 1,400 人のうち 450 人を対象に、日々の生活状況や福祉サービスの認知・利用度、保健・医療、就労や介護者の状況等、幅広い事柄について意見をうかがい、本計画を策定するにあたっての基礎資料としました。

障害のある方の福祉に関するアンケート調査	
調査対象者	身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者 精神障害者保健福祉手帳所持者、難病患者
配布数	450 通
抽出方法	無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収
回収率	52.2% (235 通)
調査期間	平成 26 年 8 月 8 日～平成 26 年 8 月 25 日

(2) 関係団体へのヒアリング調査の実施

町内の障害者団体等の当事者団体に対して、計画策定における課題・今後の展望等についてヒアリングシートによる調査を行いました。

項目	設問例	ねらい
基本情報	・団体のプロフィール	・団体活動の現状の把握
啓発・広報・理解・社会参加	・各分野の現状や問題点、課題について	・団体活動を進めていく上で、各分野に関する現状や問題点、課題を把握します
生活支援		
生活環境		
教育・育成		
雇用・就業		
保健・医療		
情報・コミュニケーション	・これまでの障害者施策の良い点・改善すべき点について	・団体からの視点による、佐用町のこれまでの障害者施策の評価を把握します
佐用町の障害者施策の良い点・改善すべき点		

項目	設問例	ねらい
町としての重点課題	<ul style="list-style-type: none"> • 施策を進めていく上での課題について 	<ul style="list-style-type: none"> • 佐用町として優先度が高く、満足度が低い施策を把握し、本計画の優先課題を設定します • 本計画の基本理念や施策体系を設定する上での参考とします
その他	<ul style="list-style-type: none"> • 計画策定についての意見や提案 	<ul style="list-style-type: none"> • 自由意見の把握

(3) 住民等の意見募集の実施

計画策定にあたっては、ホームページにおいて計画案を公表し、住民等の考えや意見を募集しました。

第2章 計画の基本方向

1. 計画策定にあたって必要な視点

(1)社会全体のバリアフリー化の視点

社会参加を阻んでいる物理的な障壁、制度や習慣等の障壁、情報の障壁、人々の意識にかかわる障壁等、あらゆる障壁（バリア）を取り除き、障害の有無にかかわらず、その能力を最大限発揮しながら、安心して生活できるよう配慮します。

また、どのような人でも情報等を手に入れやすい環境を整備し、すべての町民にとって生活しやすいまちづくりを社会全体で進めていきます。

(2)意思決定の視点

ライフステージのすべての段階において、障害のある人が自ら選択・決定することができるように、次のことに取り組みます。

○当事者本位の自立した生活を送るために必要となる様々なサービスや支援を行います。

○支援のための政策、施策等の形成・決定過程、計画等策定への当事者を含む町民の主体的な参加を推進します。

(3) 共生の視点

障害のある人のニーズや特性等に応じた適切な支援を提供できるように、次のことに取り組みます。

○事業所や関係機関、行政各分野がより緊密な連携を図ります。

○町民一人ひとりが自立しながら共存し、地域でお互いを尊重し、ともに支え合い、助け合う「共生」のまちづくりを展開します。

2. 基本理念

基本理念

すべての人が安心して、尊重し合いながら
暮らせるまち

障害者基本法第1条に、「障害者施策は、すべての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念にのっとり、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざして講じられる必要がある。」と規定されています。本町においても、本計画の策定によって障害の有無にかかわらず各々の個性が尊重され、誰もが安心して、一人の町民として同じ立場で暮らしていけるまちをめざしていくことが必要です。

そのために、障害のある人の日常生活や社会参加に必要な一人ひとりに応じた支援を個人や家族だけの課題とするのではなく、地域全体の理解・協力のもとで受けることができるよう、「すべての人が安心して、尊重し合いながら暮らせるまち」をめざし、基本理念として定めます。

3. 施策体系

基本理念

すべての人が安心して、尊重し合いながら暮らせるまち

基本方針	施策の内容
1. 障害のある人への理解の促進 ～差別の解消、交流活動、 権利擁護の推進～	(1) 障害を理由とする差別の解消 (2) 福祉教育の推進 (3) ボランティア活動等の促進 (4) 権利擁護の推進
2. 地域での生活の支援 ～生活支援、保健・医療～	(1) 地域で支える基盤づくり (2) 障害福祉サービスの充実 (3) 居住支援の充実 (4) 保健・医療の充実 (5) 相談支援体制の充実 (6) 情報に対する利便性の向上
3. 障害のある児童・生徒への 支援 ～療育・保育・教育～	(1) 保育・教育における支援体制の充実 (2) 障害のある児童への療育の充実 (3) インクルーシブ教育システムの構築
4. 生きがいをもって 生活できる社会づくり ～雇用・就業、文化芸術 活動・スポーツ等～	(1) 障害特性に応じた就労支援及び 多様な就業機会の確保 (2) 文化芸術活動・スポーツ等の振興
5. 安全・安心な環境づくり ～生活環境、安全・安心～	(1) 福祉のまちづくりの推進 (2) 防犯・防災対策の推進
第4期佐用町障害福祉計画	

4. 計画の推進体制

(1) 町民・事業者・地域等との協働の推進

障害者団体やボランティアグループ、地域組織、教育機関、サービス提供事業者、保健・医療機関、NPO等、様々な団体との協働体制の強化に取り組み、障害のある人にとって暮らしやすいまちづくりの一層の推進を図ります。

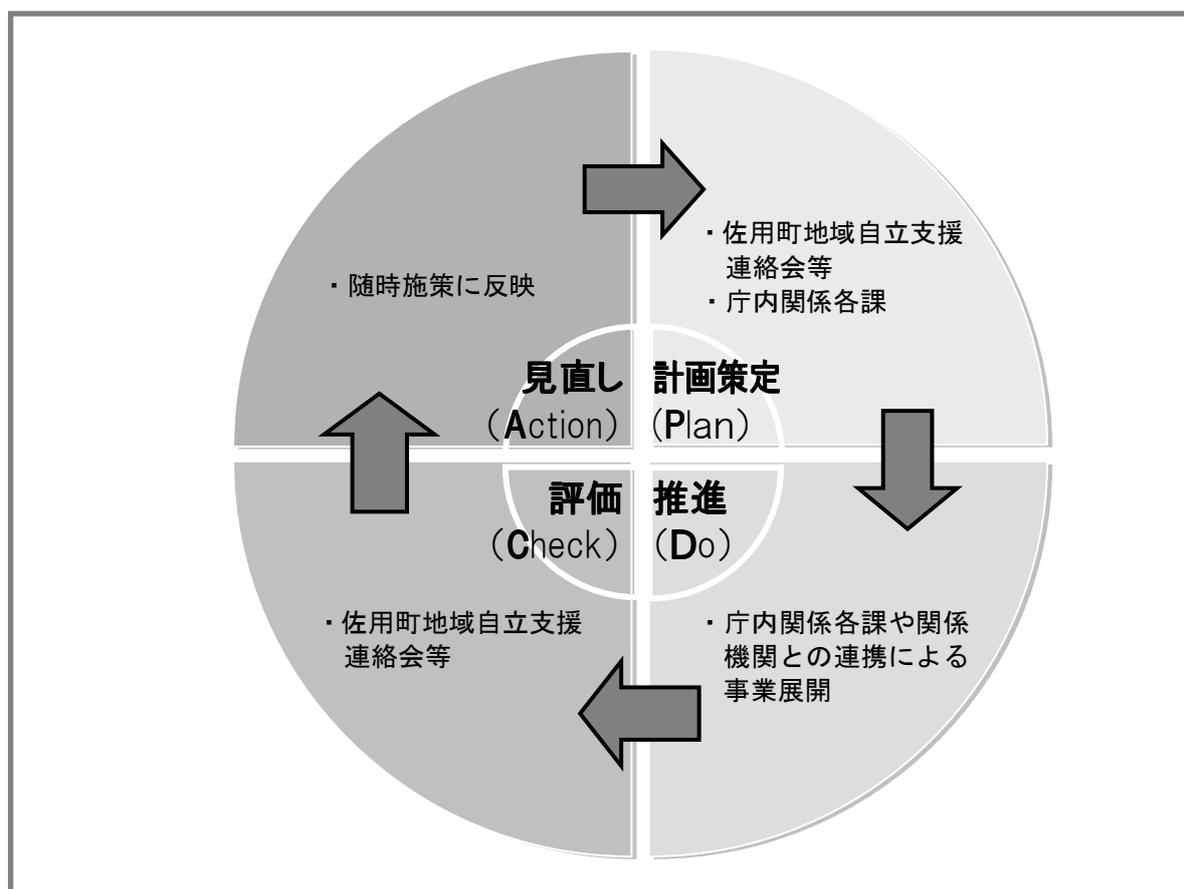
(2) 個々の障害特性に沿ったきめ細やかな相談・支援体制の実施

障害のある人への理解の促進に努めるとともに、地域包括支援センターをはじめとする関係機関等との連携を図りつつ、地域で支えていく基盤づくりや社会参加の促進、安全・安心の支援体制等の充実を図っていきます。

(3) 計画の達成状況の点検及び評価

障害者総合支援法においては、PDCA（計画—実施—評価—改善）サイクルを障害者福祉に導入するように挙げられています。

そのため、本計画も各施策の実施状況等について、佐用町地域自立支援連絡会等に随時意見を聴きながら、計画の進捗管理を行っていきます。



第3章 施策の展開

1. 障害のある人への理解の促進

～差別の解消、交流活動、権利擁護の推進～

(1) 障害を理由とする差別の解消

○障害のある人が、障害を理由として差別を受けたり、障害への配慮がないため、暮らしにくさを感じたりすることがないように、「障害者基本法」に定める「社会的障壁の除去のための必要かつ合理的な配慮」の理念をはじめ、発達障害、高次脳機能障害のある人、難病患者等の障害特性や、障害のある人への理解を深めるための周知・啓発を推進します。そのような取り組みを通じて町民意識の高揚を図りつつ、相談事業を充実させるなど、差別の解消に向けた取り組みを促進します。

No.	主な取り組み	取り組み内容
1	町民への啓発	広報やホームページ、CATV等を活用し、町民の障害のある人に対する正しい理解を促進します。また、障害のある人や障害者団体等と連携し、各種フォーラム等様々な機会を通じて障害及び障害のある人に対する町民意識の高揚を図ります。
2	相談事業等の充実	障害のある人の人権が尊重されるよう、相談業務の充実に努めます。また、障害のある人の福祉用具や財産管理、地域や職場での人間関係等、様々な相談に応じる障害者総合相談センターの設置を検討します。さらに、相談支援事業所や広域での連携を図りつつ、障害者総合相談日を設ける等、幅広い支援体制の構築に向けた取り組みを推進します。

(2) 福祉教育の推進

○各学校・家庭・地域等において、すべての町民が人権や福祉について学ぶことができる機会を増やすとともに、障害の有無にかかわらず、児童がともに育ち合うことができる環境づくりに取り組みます。

No.	主な取り組み	取り組み内容
1	福祉教育の充実	児童・生徒が障害や障害のある人に対する正しい理解を深めることができるよう、学校教育において、模擬体験等を通じた授業等の福祉教育を推進します。また、NPOや福祉団体等と連携し、地域における福祉教育を充実します。
2	交流学习の推進	障害の有無にかかわらず、児童が日常的なふれあいやともに活動する機会を通じて、互いに理解を深め合い、相互の豊かな人間性を育むことができるよう、特別支援学級と通常の学級、小・中・高等学校等と特別支援学校等、学校内や学校間等において、交流及び共同学習を推進します。

(3) ボランティア活動等の促進

○ボランティア等の活動に対する援助をはじめ、ボランティア活動等に携わる人材の養成と確保への取り組みを推進することで、団体が継続的に活動できる支援に努めます。

No.	主な取り組み	取り組み内容
1	ボランティアセンター機能の充実	社会福祉協議会と連携し、ボランティアの募集や団体の活動内容等、ボランティア活動に関する情報を広く発信するとともに、障害のある人のボランティアニーズに迅速かつ適切に対応できるよう、コーディネート体制の充実を図ります。
2	ボランティアの養成支援	社会福祉協議会やボランティア団体と連携し、手話奉仕員養成講座、要約筆記奉仕員養成講座を開催し、ボランティア活動に携わる人材の養成と確保を図ります。また、町民に対し、広報等を通じ、ボランティア活動への参加を広く促します。
3	ボランティアの活用促進	障害のある人の社会参加のための手話・要約筆記奉仕員の派遣や、障害のある人の健康づくり、スポーツ活動、文化活動等に、ボランティアや福祉団体を積極的に活用します。

(4) 権利擁護の推進

○権利擁護、権利行使や福祉サービス利用の援助を行う関係機関と連携し、障害のある人の財産の保全管理や、対象者の早期発見に努めます。加えて、障害のある人が、どんなときでも、誰もがもっている権利が守られるように、広く活動を周知していきます。また、障害のある人への虐待防止に向けた手厚いネットワークの構築を推進します。

No.	主な取り組み	取り組み内容
1	成年後見制度の普及・啓発	知的障害のある人や精神障害のある人、認知症高齢者等の判断能力が十分でない人の保護(財産管理や身上監護)を、代理権や同意権・取消権が付与された後見人等が行う成年後見制度の周知・普及を図ります。
2	西播磨圏域の市町との連携	西播磨圏域の市町と連携し、高齢者や障害のある人への成年後見制度の普及・啓発・相談や家庭裁判所への申し立て支援等を行うとともに、市民後見人の養成・支援を行う西播磨成年後見支援センター(仮称)を設置します。
3	地域福祉権利擁護事業の利用促進	判断能力が不十分で適切な福祉サービスを利用することが困難な障害のある人に対し、福祉サービスの利用や日常の金銭管理等を支援する地域福祉権利擁護事業について、事業の実施主体者である社会福祉協議会と連携し、制度の周知・普及を図ります。
4	障害のある人に対する虐待防止	障害者虐待防止センターを設置し、虐待防止、早期発見への対応ができる体制を充実させます。さらに虐待防止ネットワーク会議を開催することで、高齢者、要保護児童と共通の虐待防止ネットワークの構築に向けた取り組みを推進します。

2. 地域での生活の支援 ～生活支援、保健・医療～

(1) 地域で支える基盤づくり

○障害のある人の自立した生活を支援するために、各主体の取り組みを推進し連携を図ることで、住み慣れた地域での生活がよりよいものとなる基盤づくりに努めます。

No.	主な取り組み	取り組み内容
1	佐用町地域自立支援連絡会の運営	佐用町地域自立支援連絡会を運営し、地域の保健・医療・福祉・就労・教育機関や障害のある人の連携を図ります。個別支援会議の開催やサービス担当者会議等を活用し、障害のある人のニーズに応じた支援を検討します。
2	ケアマネジメント手法の導入	相談支援事業者と連携し、障害のある人の心身の状況、社会活動や介護者、居住等の状況、サービスの利用意向等一人ひとりのニーズを把握し、当事者の置かれている環境、地域性等に適した支援を行います。
3	地域生活移行支援の充実	地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、広域的なサービス調整を図ることで、福祉施設入所や病院への入院から地域生活への移行を進めます。
4	コミュニケーション支援の充実	聴覚、言語機能、音声機能、その他の障害のため、日常生活において意思の疎通を図ることに支障がある人とのコミュニケーションを支援するため、手話奉仕員や要約筆記者の派遣の充実に努めます。
5	福祉サービス従事者のスキルアップ	相談支援をはじめとする障害福祉サービスを提供する者の育成を目的とした各種養成研修について、開催情報を提供することにより、サービス提供者の受講を促進し、サービスにおける質の向上を図ります。
6	交通費の助成	障害のある人の生活の安定を図るため、通園施設利用者、障害児通所、地域活動支援センター利用者、町外医療機関通院者（児）に対し、交通費の半額を助成します。

No.	主な取り組み	取り組み内容
7	移動支援事業の充実	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の日常生活において、障害のある人等が円滑に外出できるよう、事前予約により自宅まで迎えに行くデマンド方式の外出支援サービス事業(さよさよサービス)の充実に努めます。
8	移動に対する経済的支援	障害のある人の自動車運転免許の取得に要する費用や、自動車の運転に必要な改造に要する費用に対する各種助成制度について周知を図り、障害のある人の社会参加を支援します。また、障害のある人の外出機会を応援し、通院や買い物を支援するタクシー乗車運賃助成事業の充実に努めます。
9	広域による第三者評価事業の充実	事業者の提供するサービスの質を、事業者や利用者以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する兵庫県福祉サービス第三者評価推進委員会と連携を図り、播磨地域福祉サービス第三者評価機構の充実に努めます。
10	サービスに対する苦情への対応	福祉サービス利用者と提供者等の中で生じた苦情について、公正・中立な第三者機関として、苦情解決援助を行う兵庫県社会福祉協議会の運営適正化委員会について周知を図り、利用者の権利を擁護し、サービスを適切に利用できるよう支援します。

(2) 障害福祉サービスの充実

○障害のある人が必要な支援を受けながら、住み慣れた居宅で生活し続けることができるよう、障害福祉サービスの充実を図ります。さらに、広域での連携を促進することで、医療的なケアや常時介護が必要な重度の障害のある人等が、日中活動に取り組むことができるサービスの確保に努めます。

No.	主な取り組み	取り組み内容
1	訪問系サービスの充実	在宅の障害のある人やその家族が地域の中で安心して生活できるよう、入浴、排泄、食事の介護等を行う訪問系サービスについて、障害特性や多様化するニーズに対応できるよう、広域的なサービス調整と新規事業者の参入を働きかけ、サービス提供体制の充実を図ります。
2	日中活動サービスの充実	特別支援学校の卒業生、施設退所者、病院からの退院者等の障害特性や日中活動のニーズに対応できるよう、広域的なサービス調整と新規事業者の参入、既存サービスの拡張等を働きかけ、サービス提供体制の充実を図ります。
3	日常生活用具の給付	医療機関や相談支援事業者、障害福祉サービス事業者と連携し、障害のある人の日常生活上の利便性の向上を図る日常生活用具給付制度の周知を図り、利用を促進します。
4	補装具費の支給	医療機関や相談支援事業者、障害福祉サービス事業者と連携し、補装具費支給制度の周知を図り、利用を促進します。
5	訪問入浴サービス等の充実	家庭において入浴することが困難な重度身体障害のある人に対する訪問入浴サービス事業等の充実を図り、障害のある人やその家族の日常生活や社会生活を支援します。
6	住宅改修の支援	障害のある人が障害に応じた居住空間を確保できるよう、「人生80年いきいき住宅助成事業」と「障害者等住宅改修費給付事業」の周知を図り、利用を促進します。

(3) 居住支援の充実

○入所施設や精神科病院からの地域生活への移行・定着を促進します。また、在宅への移行を進めるだけでなく、障害のある人それぞれの状況に即した地域生活を支援していくため、グループホーム等の「住まいの場」の充実を図ります。

No.	主な取り組み	取り組み内容
1	居住系サービスの充実	居住系サービスは、障害のある人に適切な住まいの場を提供するサービスであり、必要不可欠なものであることから、施設の不足等がないよう関係機関と連携を図りつつ、サービス供給基盤の整備・充実に努めます。
2	日中一時支援の実施	障害のある人の家族への就労支援や、日常的に障害のある人を介護している家族の負担を軽減するために、障害のある人の日中における活動の場や、障害のある児童の放課後等の居場所を確保する日中一時支援事業の充実を図ります。
3	生活の場の確保	障害のある人が障害の程度や社会適応能力等により、適切な場で生活できるよう、グループホームによる生活の場の充実を図るとともに、グループホームを設置する社会福祉法人等の事業拡大を支援します。また、グループホーム家賃助成制度により、利用者の負担軽減を図ります。
4	地域活動支援センターの利用促進	障害のある人の社会参加、居場所づくりとして、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターについて利用を促進します。また、ひきこもりやアルコール依存者に対する情報提供に努めます。
5	施設サービスの充実	地域生活が困難な障害のある人が、身近な地域で必要な施設サービスが受けられるよう支援します。また、事業者に対し、広域的なサービス調整と既存サービスの拡張等を働きかけ、サービス提供体制の充実を図ります。さらに、第三者評価の受審を積極的に促し、サービスの質の向上を図ります。

(4) 保健・医療の充実

○障害の原因となる疾病の予防と早期発見に取り組むとともに、心と体の健康づくりを支える適切な保健サービス等を提供することで、健康づくりの支援を行います。また、地域において必要かつ適切な保健・医療サービスが利用できるよう、体制整備を図ります。

No.	主な取り組み	取り組み内容
1	医療費の負担軽減	自立支援医療制度、重度障害者医療費助成制度、高齢重度障害者医療費助成制度等の障害者医療費助成制度の周知に努め、対象者の事業利用を促進し、障害のある人及びその家族の経済的負担の軽減を図ります。
2	各種手当制度等の周知	障害者年金、国の特別障害者手当や特別児童扶養手当等各種の所得保障制度の情報周知を図り、対象者に受給を促します。
3	障害者手帳等の取得によるサービスの利用促進	障害者手帳等の取得により受けられることができる所得税、町県民税、自動車税等の税の軽減制度やその他公共サービス事業者が実施する障害のある人へのサービスについて、手帳交付時をはじめ、わかりやすい障害者のしおりの作成、ホームページ、広報等の情報提供により、適切に申請手続きを促し、障害のある人やその家族の経済的負担を軽減します。
4	心身障害者扶養共済制度の加入促進・補助	障害のある人の親や介護者が死亡または重度障害者となったときの、障害のある人の生活の安定を図るため、心身障害者扶養共済制度について周知を図り、加入を促進します。また、加入者の生活安定のために掛金補助の充実を図ります。
5	サービス利用者の負担軽減	障害福祉サービス及び地域生活支援事業の利用負担の一部について、所得に応じた負担軽減を行います。
6	自立支援医療の給付	障害のある人の心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活が送れるよう、指定医療機関、身体障害者更生相談所、精神保健福祉センターと連携し、自立支援医療を適切に給付します。

No.	主な取り組み	取り組み内容
7	在宅医療・訪問看護の推進	外出困難な障害のある人や高齢者が、できる限り住み慣れた地域で継続的・包括的に医療が提供されるよう、在宅医療・訪問看護の充実を医療機関等に働きかけていきます。また、負担の軽減策についても検討します。
8	健康づくり活動の充実	障害の発生や重度化を未然に防ぐため、地域住民に対する健康づくり意識の高揚に努めるとともに、地域や家庭における町民の主体的な健康づくり活動を支援します。
9	こころの健康づくり	こころの健康を保つため、ストレスや睡眠、こころの病気等に関する知識の普及啓発を図るとともに、地域の保健・福祉・医療機関、学校等の各主体と連携し、相談等のサポート体制の充実を図ります。また、自殺予防対策にも取り組みます。
10	リハビリテーションの充実	町内医療機関や県立西播磨総合リハビリテーションセンター等と連携を図り、自立と社会参加の支援のために必要な、医学的・社会的・職業的リハビリテーションサービスが受けることができるよう充実に努めます。

(5) 相談支援体制の充実

○相談支援体制の連携、障害者相談員の活動等を充実させることで、地域の中で障害のある人を支えていく仕組みを強化します。

No.	主な取り組み	取り組み内容
1	相談支援体制の連携	福祉・医療サービスの利用方法や今後の生活の場等、障害のある人やその家族がもっている様々な不安やニーズについて、相談支援事業者やサービス事業者、民生委員・児童委員、県等関係機関と連携し、安心して相談できる体制の強化を図ります。
2	相談支援事業の充実	地域の障害のある人の福祉に関する様々な問題やニーズについて、障害のある人やその家族からの相談に応じて、必要な情報やアドバイスを提供するなど、必要な援助を行う相談支援事業の充実を図ります。
3	障害者相談員の活用	身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神障害者相談員を活用し、障害のある人からの相談等に対し適切な情報提供を行うとともに、民生委員・児童委員等地域福祉活動を行う関係者と緊密に連携し、障害のある人やその家族の不安解消を図ります。さらに、県、圏域等で開催される障害者相談員研修への参加を促進することで、相談員のスキルアップを図ります。

(6) 情報に対する利便性の向上

○配慮の行き届いた情報発信に努め、必要な情報が十分に伝わるよう支援します。また、選挙における配慮として、投票所のバリアフリー化を推進することで、障害のある人の社会参加を促進します。

No.	主な取り組み	取り組み内容
1	情報提供の充実	障害のある人に関連する行政情報や様々な障害福祉サービスについて、広報、防災行政無線、CATV、ホームページ、リーフレットの配布等、あらゆる媒体を活用し、一層の情報周知を図ります。また、聴覚障害のある希望者には、防災行政無線文字表示機の貸与や、緊急放送をFAXで送信します。加えて、町のホームページに放送内容を掲載します。

3. 障害のある児童・生徒への支援 ～療育・保育・教育～

(1) 保育・教育における支援体制の充実

○障害のある子どもも障害のない子どもも互いにのびのびと日常生活を過ごし、学ぶ機会を増やすことで、双方の豊かな人格の形成をめざします。また、適正な就学指導を行うことで、子どもの能力を最大限に伸ばすことを重視した、就学相談の充実を図ります。

No.	主な取り組み	取り組み内容
1	発達障害への対応	自閉症、アスペルガー症候群や、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害をもつ児童・生徒に対する支援体制を充実するため、個別の教育支援計画の充実を図るよう関係各機関と連携し推進します。また、これらの児童に対する教職員の指導力を向上するため、教職員研修の充実を図ります。
2	適正な就学指導	障害のある子どもの就学に関する悩みや不安を解消するため、保護者の意向を尊重しつつ、障害のある子どもの能力を最大限に伸ばすことを重視した、就学相談の充実を図ります。
3	学校施設のバリアフリー化	特別な教育的支援を必要とする障害のある子どもが安心して就学できるよう、階段昇降機、トイレ、スロープ、階段への手すりの設置等、学校施設におけるバリアフリー化等の「合理的配慮」と「基礎的環境整備」を計画的・段階的に推進します。
4	特別支援教育の充実	特別な教育的支援が必要とされる児童・生徒に対して、そのニーズに応じた指導が適切に行えるよう、スクールアシスタントを増員するとともに、障害種別に応じた教材・備品の拡充等を通して、教育環境のユニバーサル化を図ります。
5	障害児通所支援の充実	障害のある子どもが、身体や精神の状況、置かれている環境に応じた適切な個別指導・訓練が受けられるよう、広域における連携を図りつつ、児童発達支援センターにおいて、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援を実施します。

No.	主な取り組み	取り組み内容
6	専門機関等幅広いネットワークの確立	医療機関、特別支援学校、福祉機関等による幅広いネットワークを確立させ、各学校への支援に取り組みます。

(2) 障害のある児童への療育の充実

○母子保健の充実を図りつつ、障害の早期発見に努めます。さらに、障害のある乳幼児及び家族に対する相談支援や、適切な時期に適切な療育を提供できる体制を構築するとともに、各主体との連携を促進することで、継続的な支援体制の充実を図ります。

No.	主な取り組み	取り組み内容
1	母子保健の充実	妊婦に母子健康手帳を交付し、保健指導の充実を図るとともに、妊娠・出産・育児の不安を軽減し、母子と家族の健康を支えるため、ハイリスク妊娠の妊婦に対する指導と支援を行います。また、妊婦や乳幼児をもつ保護者に対して、保健師や栄養士が家庭訪問をする等、きめ細かな支援体制の充実を図ります。
2	障害の早期発見	乳幼児健診等により、すべての子どもたちが心身ともに健やかでいきいきと育つことができるよう支援するとともに、障害の早期発見により、障害の程度や発達段階に応じて適切な療育が受けられるよう、医療機関や福祉関係機関、保育園、学校等との連携により、継続的な支援体制の充実を図ります。
3	健康診査等の充実	身体障害の原因となる生活習慣病等の疾病の早期発見、慢性化を予防するため、基本健康診査や各種がん検診等の健康診査体制の充実に努め、受診率のより一層の向上を図るとともに、医療機関、福祉機関と連携し、事後指導の強化を図ります。
4	療育体制の充実	早期療育への支援体制の充実を図るため、西播磨療育相談、保育園巡回相談等により、療育の必要な児童の早期発見に努めます。また、ペアレントトレーニングの開催により、保護者の学習を促進します。

(3) インクルーシブ教育システムの構築

○インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、すべての子どもたちがともに学び、一人ひとりの特性・能力に応じた指導が受けられる教育の推進に努めます。

No.	主な取り組み	取り組み内容
1	特別支援教育コーディネーターを中心とした連携	特別支援教育コーディネーターを中心とし、各学校における特別支援に係る研修会等を充実させるとともに、関係機関と連携し協力体制の整備を図ります。

4. 生きがいをもって生活できる社会づくり

～雇用・就業、文化芸術活動・スポーツ等～

(1) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業機会の確保

○いろいろな場で障害のある人が働ける基盤づくりに努めつつ、障害のある人が幅広く働けるよう、広域での調整を図り、働く場の拡充を図っていきます。また、障害のある人を雇うことへの企業等の不安解消に取り組みます。さらに、関係機関が連携を図ることで、障害のある人の就労をサポートする体制を構築します。

No.	主な取り組み	取り組み内容
1	日中活動サービスの充実	障害のある人の障害特性やニーズに対応できるようサービス供給基盤の整備・充実に努めます。また、本人や家族が安心して訓練から就労へとスムーズに移行できるよう、サービスと関係各機関との連携を推進します。
2	企業への啓発	ハローワークや商工会等関係機関と連携し、町内にある民間企業や事業主に対し、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に係る法定雇用率の達成について働きかけるとともに、障害者雇用の促進に向けた取り組みを検討します。また、国や県等の障害者雇用に係る各種奨励金や助成制度、税制優遇措置等について広報やホームページ等を活用し、周知を図ります。
3	就労支援の充実	障害のある人の雇用促進を図るために公共職業安定所、特別支援学校、企業、施設等のネットワークを構築し、福祉施策とトライアル雇用やジョブコーチ等の雇用施策の効果的な連携を図り、情報を共有しながら、障害者雇用の促進する体制の整備を進めます。
4	福祉的就労の充実	一般就労は困難であるが、就労を希望する障害のある人がそれぞれの状況に応じて働き、収入と生きがいを得られるよう、就労継続支援事業等を通じて、働く場とする福祉的就労への支援を行い、充実を図ります。
5	授産品の販売支援	町関連のイベント等において、授産品等の販売スペースの確保を図るとともに、学校や保育園の給食、各種記念品等に授産品を活用するなど、製造販売の機会を増やし、販売促進を支援します。

No.	主な取り組み	取り組み内容
6	町の発注物品、役務提供にかかわる支援	授産施設等から供給される物品は、地方自治法に定める随意契約により優先的に調達します。また、障害者福祉を目的とするNPO法人から優先的に物品・役務の提供を受けられるよう検討します。

(2) 文化芸術活動・スポーツ等の振興

○障害のある人が文化芸術活動等の生涯学習に親しみ、各種イベントに気軽に参加し、自己実現や社会参加の機会を広げることができるよう支援します。また、障害者スポーツの振興を図り、参加への支援等を促進しつつ、取り組みの発信・周知に努めます。

No.	主な取り組み	取り組み内容
1	障害のある人の学習活動の支援	障害のある人の学習活動を促進するため、各種講座等の実施にあたっては内容を工夫するなど、社会福祉協議会やNPO法人等と連携し、障害のある人に配慮した事業の実施を図ります。
2	各種イベント等への支援	障害のある人が文化活動等を通して自己実現や社会参加の機会を広げることができるよう、社会福祉法人や支援団体等が行う各種イベントの開催を支援します。
3	スポーツ活動の支援	幅広いスポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害のある人の体力増強、交流、余暇等の充実を図るとともに、障害者スポーツを普及するため、すべての障害のある人がその特性と興味に応じて参加できる障害者スポーツ競技大会の開催・参加を支援します。また各種ボランティア関連団体等との連携により、障害者スポーツの振興を図ります。
4	施設利用の促進	障害者団体等の積極的な文化活動やスポーツ活動への参加を促進するため、施設利用料の一部割引を行います。

5. 安全・安心な環境づくり ～生活環境、安全・安心～

(1) 福祉のまちづくりの推進

○歩道や公園、建築物等のバリアフリー化を進めるとともに、公共交通機関等へ働きかけることで、障害のある人が安心してまちに出かけることができる環境づくりに努めます。さらに町内巡回バスの充実を図ることで、障害のある人の社会参加を促進します。

No.	主な取り組み	取り組み内容
1	歩道や公園等のバリアフリー化	幅の広い歩道の整備や段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置、視覚障害のある人に配慮した信号機の設置、多目的トイレ設置等、障害のある人が安全でかつ快適に円滑な外出ができる環境整備を推進します。
2	建築物のバリアフリー化	すべての町民が安心して生活し、社会参加することができるまちにするため、「ハートビル法」や「兵庫県福祉のまちづくり条例」に基づいた公共施設の整備を引き続き推進するとともに、民間事業者が設置する不特定多数の町民が出入りする建築物についても、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化について、助言・指導活動を行います。
3	福祉マップの整備	障害のある人が安心して外出できるよう、町内の公共施設、店舗、医療施設等のバリアフリー整備状況の情報を提供するため、障害者団体とも連携しながら、「福祉マップ」を整備します。
4	駅及び周辺の整備	障害のある人等が公共交通機関を利用しやすくするために、駅やその周辺施設について、公共交通事業者である西日本旅客鉄道株式会社等と連携して、スロープやエレベーター、多目的トイレ、駐輪場等の整備を働きかけます。
5	道路上の障害物除去	公道上の店舗商品・看板、自転車、違法駐車等は、車いす利用者や視覚障害のある人等にとって移動の障害となるため、関係機関と連携し、除去・撤去指導を行います。

No.	主な取り組み	取り組み内容
6	公共交通機関のバリアフリー化	西日本旅客鉄道株式会社等に対し、駅へのエレベーターやスロープ、多目的トイレの設置、視聴覚障害のある人に配慮した構内放送、電光掲示板等の導入を、障害のある人や障害者団体とともに求めています。
7	町内移動手段の充実	障害のある人や高齢者等の町内における移動手段の確保を図り、社会参加を促進するため、外出支援サービス事業（さよさよサービス）の充実に努めます。

（２）防犯・防災対策の推進

○障害のある人をはじめ、町民が犯罪や悪質商法等の被害にあわないように、関係機関・団体との連携を促進させ、防犯情報の提供・共有等を図ります。また、防犯知識の普及に努めるとともに、災害等の緊急事態発生時に、適切な情報提供と救援が行える体制を構築し、障害のある人を災害から守るため、避難や避難所での支援等の仕組みづくりを推進します。

No.	主な取り組み	取り組み内容
1	安全・安心コミュニティの構築	障害のある人や高齢者等の災害時要援護者について、災害時における救助・安否確認等の初動体制を確立するため、自治会、自主防災組織、地域住民が中心となるネットワーク（安全・安心コミュニティ）を構築します。また、民生委員・児童委員、関係機関と連携し、地域における要援護者台帳の整備を支援します。
2	情報連絡体制の整備	障害のある人に対する災害時等の緊急情報連絡体制の整備、避難所等における支援体制の確保について、障害のある人、障害者団体、ボランティア団体等との連携のもと、町防災会議において検討・整備します。
3	自主防災組織との連携等	災害時には、地域や隣近所の協力や助け合いが不可欠であるため、地域住民により組織される自主防災組織との連絡を図ります。また、社会福祉協議会と連携して、災害ボランティアの育成を図ります。

No.	主な取り組み	取り組み内容
4	防災知識の普及	<p>広報やホームページ等を活用し、地域防災拠点や避難所等の基礎的な情報や防災知識の普及・啓発を図るとともに、広く町民に対して、障害のある人への援助に関する知識の普及に努めます。また、町が行う防災訓練へ障害のある人の積極的な参加を促すとともに、地域や社会福祉施設等において、適切な防災訓練、防災教育が行われるよう指導します。</p>
5	避難所での安全確保	<p>学校や体育館等の指定避難所は、障害のある人等が安全に避難できるよう、バリアフリー化を引き続き推進します。また、指定避難所での集団生活が困難な障害のある人に対し、福祉避難所を確保するとともに、医療機関（及び社会福祉施設）と連携し、福祉用具や薬剤等を迅速に供給できる連絡体制の整備を図ります。</p>

第4章 第4期佐用町障害福祉計画

1. 前回計画の実績と評価

(1) 訪問系サービス

○訪問系サービスをみると、利用時間は平成24年度から26年度にかけて見込みを下回っていますが、利用人数は見込みを上回っています。

	単位	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 (見込み)
居宅介護 重度訪問介護 同行援護	時間/月	244	129	244	152	264	182
行動援護 重度障害者等包括支援	人/月	13	15	13	17	14	18

(2) 日中活動サービス

○日中活動サービスをみると、「短期入所」、「生活介護」、「就労継続支援B型」では、平成24年度から26年度にかけて、利用日数、利用人数ともに見込みを上回っています。

○「自立訓練（機能訓練）」では、平成24年度から25年度にかけては見込みを下回っていましたが、平成26年度は見込み通りとなっています。

○「自立訓練（生活訓練）」では、平成24年度から25年度にかけては見込みを上回っていましたが、平成26年度は見込み通りとなっています。

○「就労移行支援」では、平成24年度から26年度にかけて、見込みを下回っています。

○「就労継続支援A型」では、平成24年度から25年度にかけては見込みを上回っていましたが、平成26年度は見込みを下回っています。

○「療養介護」は、平成24年度から26年度にかけて、見込み通りとなっています。

	単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 (見込み)
短期入所	人日/月	25	48	25	51	30	50
	人/月	4	6	4	7	5	7
生活介護	人日/月	1,660	1,800	1,660	1,894	1,700	1,970
	人/月	83	88	83	93	85	94
自立訓練(機能訓練)	人日/月	22	7	22	0	22	22
	人/月	1	1	1	0	1	1
自立訓練(生活訓練)	人日/月	22	28	22	39	22	22
	人/月	1	2	1	2	1	1
就労移行支援	人日/月	60	40	60	54	80	50
	人/月	4	2	4	3	5	3
就労継続支援A型	人日/月	0	13	0	12	20	0
	人/月	0	1	0	1	1	0
就労継続支援B型	人日/月	340	394	340	507	340	558
	人/月	19	23	19	27	19	29
療養介護	人/月	3	3	3	3	3	3

(3) 居住系サービス

○居住系サービスをみると、「共同生活援助（・共同生活介護）」「施設入所支援」ともに、平成 24 年度から 26 年度にかけて、見込みを上回る実績となっています。

	単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 (見込み)
共同生活援助 (・共同生活介護) グループホーム (・ケアホーム)	人/月	8	15	10	18	12	22
施設入所支援	人/月	60	61	57	61	53	62

(4) 相談支援

○相談支援をみると、「計画相談支援」では、平成 25 年度では見込みを上回りましたが、それ以外の年度は見込みを下回っています。

○「地域移行支援」「地域定着支援」は、平成 24 年度から 26 年度にかけて、実績は 0 となっています。

	単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 (見込み)
計画相談支援	人/月	3	1	5	16	25	24
地域移行支援	人/月	0	0	1	0	1	0
地域定着支援	人/月	0	0	1	0	1	0

(5) 相談支援事業（地域生活支援事業）

○「障害者相談支援事業」をみると、平成 24 年度から 26 年度にかけて、見込み通りの実績となっています。

	単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 (見込み)
障害者相談支援事業	か所	1	1	1	1	1	1
地域自立支援連絡会	有無	有	有	有	有	有	有
住居入居等支援事業	有無	有	無	有	無	有	無

(6) 成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業）

○「成年後見制度利用支援事業」をみると、平成 24 年度から 26 年度にかけて、実績は 0 となっています。

	単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 (見込み)
利用者数	人/年	1	0	1	0	1	0

(7) コミュニケーション支援事業（地域生活支援事業）

○コミュニケーション支援事業についてみると、平成 24 年度から 26 年度にかけて見込み通りの実績となっています。

	単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 (見込み)
手話通訳者・要約筆記 者派遣事業 (実利用者数)	人/年	3	3	3	3	3	3

(8) 日常生活用具給付等事業（地域生活支援事業）

○日常生活用具給付等事業の合計についてみると、平成 24 年度から 25 年度にかけて見込みを下回っていますが、平成 26 年度では見込みを上回る実績となっています。

	単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 (見込み)
【合計】	件	418	359	418	382	418	436
介護・訓練支援用具	件	—	0	—	1	—	5
自立生活支援用具	件	—	4	—	6	—	5
在宅療養等支援用具	件	—	2	—	1	—	3
情報・意思疎通支援用具	件	—	5	—	1	—	2
排泄管理支援用具	件	—	347	—	370	—	420
居宅生活動作補助用具	件	—	1	—	3	—	1

(9) 移動支援事業（地域生活支援事業）

○移動支援事業についてみると、利用者数と利用量ともに、平成 24 年度から 26 年度にかけて見込みを上回る実績となっています。

	単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 (見込み)
利用者数	人/年	1	3	1	4	1	4
利用量	時間/年	15	49	15	39	15	50

(10) 地域活動支援センター事業（地域生活支援事業）

○地域活動支援センター事業についてみると、平成 24 年度から 26 年度にかけて、「町内センター」は見込み通りの実績となっていますが、「町内外利用者数」は見込みを下回っています。

	単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 (見込み)
町内センター	か所	1	1	1	1	1	1
町内外利用者数	人/年	16	11	16	12	16	14

(11) 訪問入浴サービス事業（地域生活支援事業）

○訪問入浴サービス事業についてみると、平成 24 年度から 26 年度にかけて、見込みを下回る実績となっています。

	単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 (見込み)
利用者数	人/年	3	2	3	2	3	2

(12) 更生訓練費給付事業（地域生活支援事業）

○更生訓練費給付事業についてみると、平成 24 年度から 26 年度にかけて実績は 0 となっており、見込みを下回る実績となっています。

	単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 (見込み)
利用者数	人/年	1	0	1	0	1	0

(13) 日中一時支援事業（地域生活支援事業）

○日中一時支援事業についてみると、平成 24 年度と 26 年度では見込みを上回る実績となっており、平成 25 年度では見込み通りの実績となっています。

	単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 (見込み)
利用者数	人/年	20	21	20	20	20	23

(14) 自動車運転免許取得費・改造費助成（地域生活支援事業）

○自動車運転免許取得費・改造費助成についてみると、平成 24 年度と 26 年度は見込みを下回って 0 となっていますが、平成 25 年度では見込み通りの実績となっています。

	単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 (見込み)
自動車運転免許 取得費・改造費助成	件/年	3	0	3	3	3	0

(15) 障害のある児童への支援

○障害のある児童への支援についてみると、「児童発達支援」の利用日数、「放課後等デイサービス」の利用日数と利用人数において、平成 24 年度から 26 年度にかけて見込みを下回る実績となっています。「児童発達支援」の利用人数は、平成 24 年度では見込みを上回り、平成 25 年度から 26 年度では、見込みを下回る実績となっています。

	単位	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績 (見込み)
児童発達支援	人日/月	52	43	60	31	72	40
	人/月	13	14	15	10	18	10
放課後等デイサービス	人日/月	92	59	100	61	112	65
	人/月	23	21	25	22	28	22

2. 第4期計画策定において踏まえるべきポイント

平成24年6月に成立した「地域社会における共生の実現に向けて、新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」において、「障害者総合支援法」の施行や、障害者の範囲に難病患者が含まれるなど、障害福祉サービス等に改正が行われました。本計画において踏まえるべきポイントについて、以下に示します。

(1) 障害支援区分への名称・定義の改正

「障害程度区分」を「障害支援区分」に改め、その定義を「障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分」としています。

(2) 重度訪問介護の対象拡大

重度訪問介護の対象者を「重度の肢体不自由者その他の障害者であって常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるものとする」としており、現行の重度の肢体不自由に加え、重度の知的障害のある人・精神障害のある人に拡大しています。

(3) 共同生活介護の共同生活援助への一元化

障害のある人の地域移行を促進するために、地域生活の基盤となる住まいの場の確保を促進するとともに、共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるよう、共同生活介護（ケアホーム）が共同生活援助（グループホーム）に統合されました。

(4) 地域移行支援の対象拡大

地域生活への移行のために支援を必要とする人を、広く地域移行支援の対象とする観点から、現行の障害者支援施設等に入所している障害のある人、または精神科病院に入院している精神障害のある人に加えて、「その他の地域における生活に移行するために、重点的な支援を必要とする人であって厚生労働省令で定めるもの」が追加されました。

(5) 地域生活支援事業の追加

地域社会における共生を実現するため、社会的障壁の除去に資するよう、地域社会の側への働きかけの強化、地域における自発的な取り組みの支援、成年後見制度の利用促進及び意思疎通支援の強化を図るため、市町村が実施する地域生活支援事業の必須事業として、「① 障害者に対する理解を深めるための研修・啓発、② 障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援、③ 市民後見人等の人材の育成・活用を図るための研修、④ 意思疎通支援を行う者の養成」が追加されました。

3. サービス提供における基本的な考え方

(1) 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

障害福祉サービスの提供体制を確保するため、以下の点に配慮して目標等を設定します。

①全国で必要とされる訪問系サービスの保障

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援）の充実を図り、全国どこでも必要な訪問系サービスを保障します。

②障害のある人等が希望する日中活動サービスの保障

障害のある人等が希望する日中活動サービス（療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び地域活動支援センターで提供されるサービス）を保障します。

③グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、地域移行支援及び地域定着支援、自立支援訓練事業等の推進により、施設入所から地域生活への移行を進めます。

また、必要な訪問系サービスや日中活動サービスを保障することによって、障害のある人等の地域における生活の維持及び継続が図られるよう努めます。

さらに地域生活支援の機能をより一層強化するため、各地域内で、それらの機能を集約し、グループホームまたは障害者支援施設に付加した拠点の整備に努めます。なお、障害者支援施設を地域生活支援拠点とする際には、当該障害者支援施設については、小規模化等を進めるとともに、地域における関係機関との連携により、施設入所者の地域移行、地域との交流機会の確保、地域の障害のある人等に対する支援を行うこと等、地域に開かれたものとする必要があります。また、地域生活支援拠点の整備としてではなく、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の整備を行う場合には、個々の機関が有機的な連携のもとに障害のある人等に対する支援を確保していることが必要です。

④福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行支援事業等の推進により、障害のある人の福祉施設から一般就労への移行を進めます。

(2) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障害のある人等が地域において自立した日常生活または社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。

障害福祉サービスの利用にあたって作成されるサービス等利用計画については、支給決定に先立ち必ず作成されるよう体制を維持することが重要であることから、まずは平成27年度以降の利用者数の増加等に応じて、さらなる体制を確保することが必要です。その上で、個別のサービス等利用計画の作成にあたっては、利用者の状態像や希望を勘案し、連続性と一貫性をもった障害福祉サービスまたは地域相談支援等が提供されるよう、総合的な調整を行うとともに、利用者の生活状況を定期的に確認の上、必要に応じた見直しを行います。このため、福祉に関する各般の問題について障害のある人等からの相談に応じる体制の整備に加えて、サービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う人材の育成支援として個別事例における専門的な指導や助言を行う他、利用者及び地域の障害福祉サービスや地域相談支援等の社会的基盤の整備の実情を的確に把握するなど、特定相談支援事業所の充実のために必要な施策を確保します。なお、これらの取り組みの効果的な推進に向けて、基幹相談支援センターの設置を検討します。

また、相談支援体制の構築が進むことに伴い、地域移行のための支援に係るニーズが顕在化することも考えられることから、障害者支援施設等や児童福祉施設に入所している、または精神科病院に入院している障害のある人の人数等を勘案した上で、計画的に地域移行支援に係るサービスの提供体制の確保を図る必要があります。

さらに、障害者支援施設等または精神科病院から地域生活へ移行した後の地域への定着はもとより、既に地域で生活している障害のある人等がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、地域移行支援と併せて、地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図っていくことが重要です。これらの相談支援の提供体制の確保を含む障害のある人等への支援の体制の整備を図るため、佐用町地域自立支援連絡会において関係機関等の有機的な連携のもとで地域の課題の改善に取り組みます。

(3) 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障害のある子どもについては、子ども・子育て支援法において、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、すべての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されていること及び同法に基づく教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービスや、児童福祉法に基づく障害児支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、教育、保育等の関係機関とも連携を図った上で、障害のある子ども及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要です。障害のある子どもを支援する体制の確保に向けて、広域の連携・調整を図りつつ、児童福祉法に基づく障害児通所支援及び障害児入所支援の整備についても障害福祉計画に定め、当該計画に沿った取り組みを進めるものとします。

4. 平成 29 年度までの成果目標

○本計画では、障害のある人の地域生活移行や就労支援に関する目標について、平成 29 年度を最終目標年度として設定しています。

(1) 福祉施設から地域生活への移行促進（継続）

①基本的考え方

国の基本指針では、平成 25 年度末時点における施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等へ移行する人の数を見込み、平成 29 年度末において、平成 25 年度末時点の施設入所者数の 12%以上が地域生活へ移行することとするとともに、平成 29 年度末の施設入所者数を平成 25 年度末時点の施設入所者から 4%以上削減することを基本とするとされています。

本町では、国の基本指針を踏まえ、平成 25 年度末時点の施設入所者 61 人のうち、8 人（13.1%）が地域生活へ移行すると見込みます。また、施設入所者の 3 人（4.9%）を削減し、平成 29 年度末の施設入所者数を 58 人と設定します。

②目標値

項目		数値
平成 25 年度末時点の施設入所者数		61 人
目標年度(平成 29 年度末)の施設入所者数		58 人
平成 29 年度までの目標値	地域生活移行数	8 人
	削減見込み	3 人

(2) 地域生活支援拠点等の整備（新規）

①基本的考え方

国の基本指針では、地域生活拠点等について、平成 29 年度末までに各市町村または各圏域に少なくとも 1 つを整備することを基本とされています。

これを踏まえ、本町は西播磨圏域で連携・調整を図り、目標年度（平成 29 年度）に 1 か所の整備をめざします。

②目標値

項目	数値
障害のある人の地域生活支援拠点の整備	1 か所(西播磨圏域)

(3) 福祉施設から一般就労への移行促進（整理・拡充）

①基本的考え方

国の基本指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 29 年度中に一般就労に移行する人の目標値を設定し、その目標の設定にあたっては、平成 24 年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本としています。また、この目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数については、平成 29 年度末における利用者数が平成 25 年度末における利用者数の6割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることをめざすものとしてされています。

本町では、平成 24 年度における一般就労への移行者が2人であったため、国の基本指針を踏まえ、平成 29 年度の目標値を4人と設定します。また、就労移行支援事業の利用者数については、国の指針に基づき6割以上の増加を目標とし、平成 29 年度末の利用者数を5人と設定します。事業所の就労移行率の向上については、1か所ある事業所の移行率向上を促進します。

②目標値

項目		数値
平成 24 年度の一般就労への移行実績		2 人
平成 29 年度目標値	年間一般就労移行者数	4 人
平成 25 年度末における就労移行支援事業利用者数		3 人
平成 29 年度末における就労移行支援事業利用者数(目標値)		5 人
平成 29 年度末において就労移行率が 3割以上の事業所割合	事業所数	1 か所
	就労移行率	30.0%

5. 障害福祉サービス（活動指標）

（1）訪問系サービス

■内容

サービス名	内容
居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

■推計方法

○近年のサービス利用者の増加傾向に基づいて今後の利用者数を推計し、平成 24 年度以降の利用実績から求めた一人あたりの平均利用時間を乗じて、見込み量を算出しています。

■見込み量

サービス名		平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護 重度訪問介護	時間/月	182	198	198	198
同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	人/月	18	18	18	18

■確保のための方策

○サービス提供事業者の参入を働きかけるとともに、介護保険担当課と連携しながら、介護保険制度の指定事業者等に情報提供を行い、サービス提供体制の強化を図ります。また、ヘルパーの人材確保に努め、一人ひとりのニーズに対応できる基盤整備に努めます。

(2) 日中活動サービス

■内容

サービス名	内容
短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型=雇用型・B型=非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。

■推計方法

- 平成 24 年度からの利用実績より、一人あたりの平均利用時間を求めるとともに、増加傾向をもとに今後の利用者数を推計し見込みます。
- 就労継続支援B型の利用実績が増加傾向にあり、これらのニーズに対応した見込み量を設定するとともに、施設入所から地域生活への移行、一般就労への移行促進を図る観点から、必要な日中活動サービスの充実を図ります。
- 療養介護については、平成 24 年度からの利用実績を踏まえて見込みます。

■見込み量

サービス名		平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
短期入所	人日/月	50	55	55	63
	人/月	7	7	7	8
生活介護	人日/月	1,970	2,020	2,020	2,020
	人/月	94	94	94	94
自立訓練(機能訓練)	人日/月	22	22	22	22
	人/月	1	1	1	1
自立訓練(生活訓練)	人日/月	22	22	22	22
	人/月	1	1	1	1
就労移行支援	人日/月	50	65	88	110
	人/月	3	3	4	5

サービス名		平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
就労継続支援 A 型	人日/月	0	22	22	132
	人/月	0	1	1	6
就労継続支援 B 型	人日/月	558	580	650	670
	人/月	29	30	33	34
療養介護	人/月	3	3	3	3

■確保のための方策

- 身近な地域で必要なサービスが利用できるよう、サービスの提供体制の整備に努めます。
- 一般就労等を希望する障害のある人に対しては、相談支援事業等を活用し、適切なサービスを利用することで、就業面及び生活面の一体的な支援を行います。
- 就労系事業所と連携し、民間企業等への障害者雇用の理解と協力を求め、障害のある人の就労に向けた職場実習の確保に努めます。
- 利用者が増加傾向にある就労継続支援B型の利用枠の確保を図るため、関係機関への働きかけを進めます。

(3) 居住系サービス

■内容

サービス名	内容
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排泄、食事の援助等を行います。
施設入所支援	障害者支援施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。

■推計方法

○近年のサービス利用者の増加傾向に基づいて今後の利用者数を推計し、見込み量を算出しています。加えて、地域移行によるニーズの増加見込みを加算しています。

■見込み量

サービス名		平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活援助	人/月	22	25	26	27
施設入所支援	人/月	62	60	59	58

■確保のための方策

- 入所・入院中の障害のある人の地域生活を進めるにあたり、共同生活援助（グループホーム）の計画的な推進を図りつつ、地域移行の状況を把握し、サービス提供に努めます。
- 事業者による共同生活援助（グループホーム）への参入を進め、身近な地域で利用者のニーズに応じた居住の場の確保に努めます。

(4) 相談支援

■内容

サービス名	内容
計画相談支援	障害のある人の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画の作成を行います。また、一定期間ごとに計画内容の見直しも行います。
地域移行支援	障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障害のある人に、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障害のある人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

■推計方法

○計画相談支援については、すべての障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者が対象となることを踏まえて見込みます。

■見込み量

サービス名		平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	人/月	24	24	24	24
地域移行支援	人/月	0	0	0	1
地域定着支援	人/月	0	0	0	1

■確保のための方策

○サービス提供事業所、医療機関、保健所、障害者就業・生活支援センター等と連携を図り、地域生活への移行に向けた支援体制を整備します。

(5) 障害のある児童への支援

■内容

サービス名	内容
児童発達支援	障害のある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	障害のある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等に加え、治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害のある児童に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障害のある児童の放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	現在、保育園等を利用中の障害のある児童（今後利用予定も含む）が、保育園等における集団生活に適応するための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び保育園等のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。
障害児相談支援	上記4つのサービスを利用する児童に、支給決定または支給決定の変更前に障害児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

■推計方法

○平成24年度からの利用実績を踏まえて見込みます。

■見込み量

サービス名		平成26年度 (見込み)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	人/月	40	43	43	43
	人/月	10	10	10	10
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人/月	65	62	62	62
	人/月	22	22	22	22
保育所等訪問支援	人/月	3	3	3	3
	人/月	3	3	3	3
障害児相談支援	人/月	10	12	12	12

■確保のための方策

- 身近な地域で、質の高い支援を必要とする児童が療育を受けられる場を確保するための整備に努めます。また、各担当課がもつ情報の共有・連携を推進することで、障害のある児童の家庭をサポートします。
- 障害児相談支援については、障害児相談支援事業者と連携し、サービスの提供を推進します。

6. 地域生活支援事業

(1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

■内容

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

■見込み量

サービス名		平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	有	有	有

■確保のための方策

○地域における障害のある人の生きづらさを解消し、共生・共助の社会づくりを推進するため、地域住民への理解を求めていくことが大切であることから、講演会等を通じて住民理解を深めるとともに、啓発活動を行います。

②自発的活動支援事業

■内容

サービス名	内容
自発的活動支援事業	障害のある人やその家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等）を支援します。

■見込み量

サービス名		平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無	有

■確保のための方策

○平成 29 年度の事業実施に向けた取り組みを推進します。

③相談支援事業

■内容

サービス名	内容
障害者相談支援事業	障害のある人やその保護者、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行うとともに、福祉施設や病院から地域への移行支援や地域における生活を支援します。
基幹相談支援センター	総合的な相談や成年後見制度利用支援事業等を実施し、身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担います。
住宅入居等支援事業	一般の賃貸住宅への入居に支援が必要な障害のある人等に、入居契約の手続きの支援や生活上の課題に対して関係機関から必要な支援を受けられるよう調整を行います。

■見込み量

サービス名		平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障害者相談支援事業	か所	1	1	1	1
基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無

■確保のための方策

○障害者相談支援事業所の役割を見直し、基幹としての機能を充実させていきます。地域自立支援連絡会と連携し、虐待防止や権利擁護について検討します。

④成年後見制度利用支援事業

■内容

サービス名	内容
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用しようとする障害のある人に、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。

■推計方法

○平成24年度からの利用実績を踏まえて見込みます。

■見込み量

サービス名	平成26年度 (見込み)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度利用支援事業	0	1	1	1

■確保のための方策

○継続して成年後見制度利用支援事業を行い、障害のある人にとって必要な援助として権利擁護の取り組みを推進しつつ、制度の周知を図ります。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

■内容

サービス名	内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。

■見込み量

サービス名	平成26年度 (見込み)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
成年後見制度法人後見支援事業	無	無	無	有

■確保のための方策

○事業の実施に向けて、西播磨圏域の市町と連携を図ります。

⑥意思疎通支援事業

■内容

サービス名	内容
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚や音声・言語機能に障害のある人、または聴覚や音声・言語機能に障害のある人とコミュニケーションをとる必要のある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
手話通訳者設置事業	聴覚や音声・言語機能に障害のある人とのコミュニケーションをとるため、手話通訳者を町役場の窓口に設置します。

■推計方法

○平成 25 年度からの利用実績を踏まえて見込みます。

■見込み量

サービス名		平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/年	10	12	12	12
手話通訳者設置事業	人/年	0	0	0	1

■確保のための方策

○町が主催する研修や講演会等で、聴覚障害のある人が参加しやすいよう手話通訳者の派遣に努めます。また、中途障害者や高齢者等を対象とした要約筆記者の派遣に努めます。

⑦日常生活用具給付等事業

○障害のある人に、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。

■内容

サービス名	内容
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、訓練用いす、訓練用ベッド等
自立生活支援用具	入浴補助用具、特殊便器、聴覚障害者用屋内信号装置等
在宅療養等支援用具	透析液加湿器、電気式たん吸引器、盲人用体温計等
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭、聴覚障害者用情報受信装置等
排泄管理支援用具	ストマ装具、紙おむつ等、収尿器
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	障害のある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

■推計方法

○平成 24 年度からの利用実績を踏まえて見込みます。

■見込み量

サービス名		平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護・訓練支援用具	件/年	5	1	1	1
自立生活支援用具	件/年	5	5	5	5
在宅療養等支援用具	件/年	3	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	件/年	2	3	3	3
排泄管理支援用具	件/年	420	430	435	440
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	1	1	1	1
【合計】	件/年	436	442	447	452

■確保のための方策

○利用者のニーズを把握するとともに、日常生活用具に関する情報提供の充実を図ります。

○障害の状態に応じた適切な日常生活用具の給付を行い、利用の促進を図ります。

⑧手話奉仕員養成研修事業

■内容

サービス名	内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚に障害のある人との交流活動の促進のため、町の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

■推計方法

○平成 25 年度からの利用実績を踏まえて見込みます。

■見込み量

サービス名		平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話奉仕員養成研修事業 (登録見込者数)	人/年	0	1	1	1

■確保のための方策

○今回計画より、任意事業から必須事業になりました。

○聴覚に障害のある人等が自立した生活を送れるよう、地域における交流活動等の支援者として、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修します。

⑨移動支援事業

■内容

サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人に、外出のための支援を行います。

■推計方法

○平成 24 年度からの利用実績より、一人あたりの平均利用時間を求めるとともに、増加傾向をもとに今後の利用者数を推計し見込みます。

■見込み量

サービス名		平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
移動支援事業	人/年	4	5	6	6
	時間/年	50	70	75	75

■確保のための方策

○サービス提供事業者の体制の充実と、サービスの質の向上を図ります。

○障害特性を理解したヘルパーの確保及びその質の向上を図るよう、サービス提供事業者への働きかけに努めるとともに、利用可能な町外の事業所との連携を行います。

⑩地域活動支援センター事業

■内容

サービス名	内容
地域活動支援センター	障害のある人に、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

■推計方法

○平成 24 年度からの利用実績を踏まえて見込みます。

■見込み量

サービス名		平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域活動支援センター	か所	1	1	1	1
	人/年	14	14	14	14

■確保のための方策

○障害のある人の自立と社会参加を図るため、地域活動支援センターを補助することによって事業の安定化を図ります。

(2) 任意事業

①訪問入浴サービス事業

■内容

サービス名	内容
訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供することにより、身体障害のある人の身体の清潔の保持や心身機能の維持を図ります。

■推計方法

○平成24年度からの利用実績を踏まえて見込みます。

■見込み量

サービス名	単位	平成26年度 (見込み)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問入浴サービス事業	人/年	2	2	2	2

■確保のための方策

○広報やホームページ等を活用し広報に努めつつ、引き続き事業を実施します。

②更生訓練費給付事業

■内容

サービス名	内容
更生訓練費給付事業	自立訓練事業を利用している人に、更生訓練費等を支給し、社会復帰の促進を図ります。

■推計方法

○平成24年度からの利用実績を踏まえて見込みます。

■見込み量

サービス名	単位	平成26年度 (見込み)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
更生訓練費給付事業	人/年	0	1	1	1

■確保のための方策

○地域移行への重要な給付であることから、引き続き事業を実施します。

③日中一時支援事業

■内容

サービス名	内容
日中一時支援事業	活動場所が必要な障害のある人等に、活動の場を提供し、社会に適應するための日常的な訓練を行います。

■推計方法

○平成 24 年度からの利用実績を踏まえて見込みます。

■見込み量

サービス名		平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
日中一時支援事業	人/年	21	21	21	21

■確保のための方策

○事業所と連携し、引き続き事業を実施します。

④自動車運転免許取得・改造費助成

■内容

サービス名	内容
自動車運転免許取得・改造費助成	自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

■推計方法

○平成 24 年度からの利用実績を踏まえて見込みます。

■見込み量

サービス名		平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自動車運転免許取得・改造費助成	件/年	0	3	3	3

■確保のための方策

○広報やホームページ等を活用し広報に努めつつ、引き続き事業を実施します。

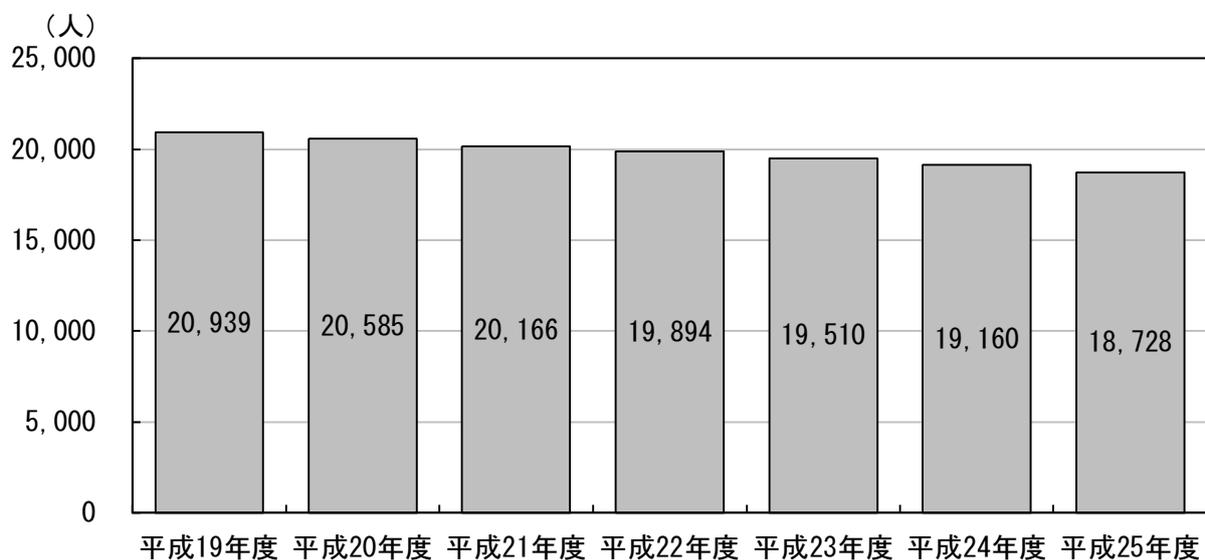
資料編

1. 統計データからみる佐用町

(1) 人口

佐用町の総人口の推移をみると、平成19年度から25年度にかけて減少を続けており、2,211人の減少となっています。

■佐用町の総人口の推移



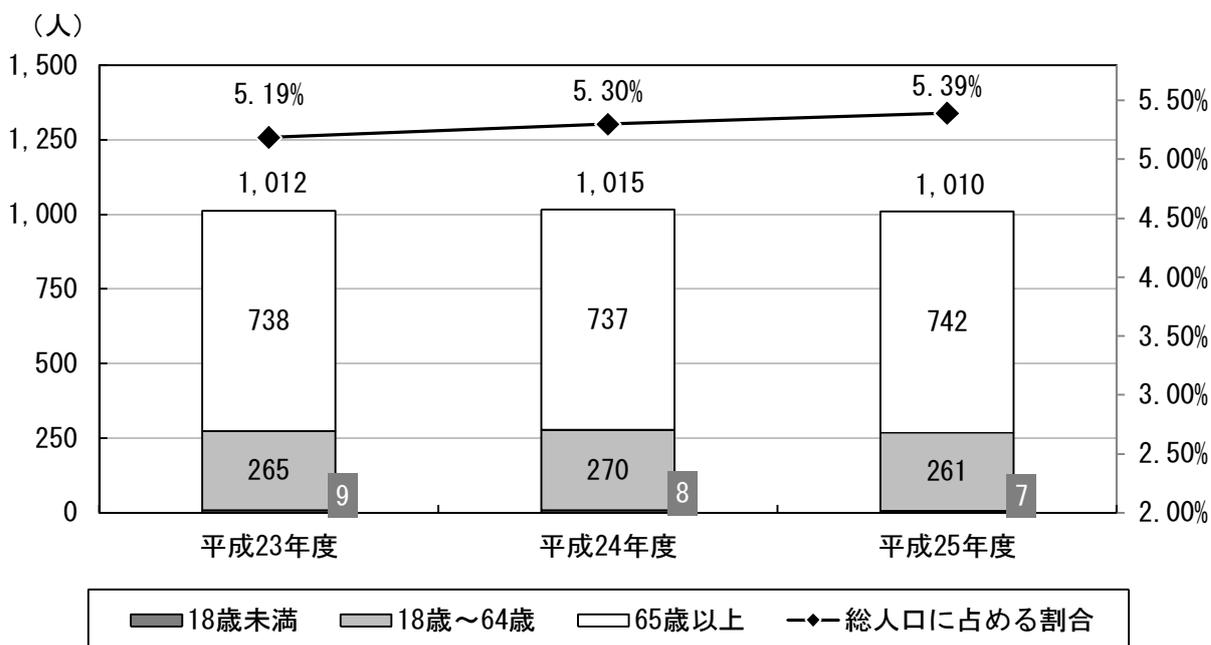
資料: 住民基本台帳(各年度3月末日現在)

(2) 障害のある人の状況

①身体障害者手帳所持者数

本町の身体障害者手帳所持者数は、ほぼ横ばいで推移していますが、総人口に占める割合は増加傾向にあります。平成25年度では手帳所持者数が1,010人となっており、本町の総人口18,728人に対して5.39%を占めています。また、年齢別にみるとほぼ横ばいの推移となっています。

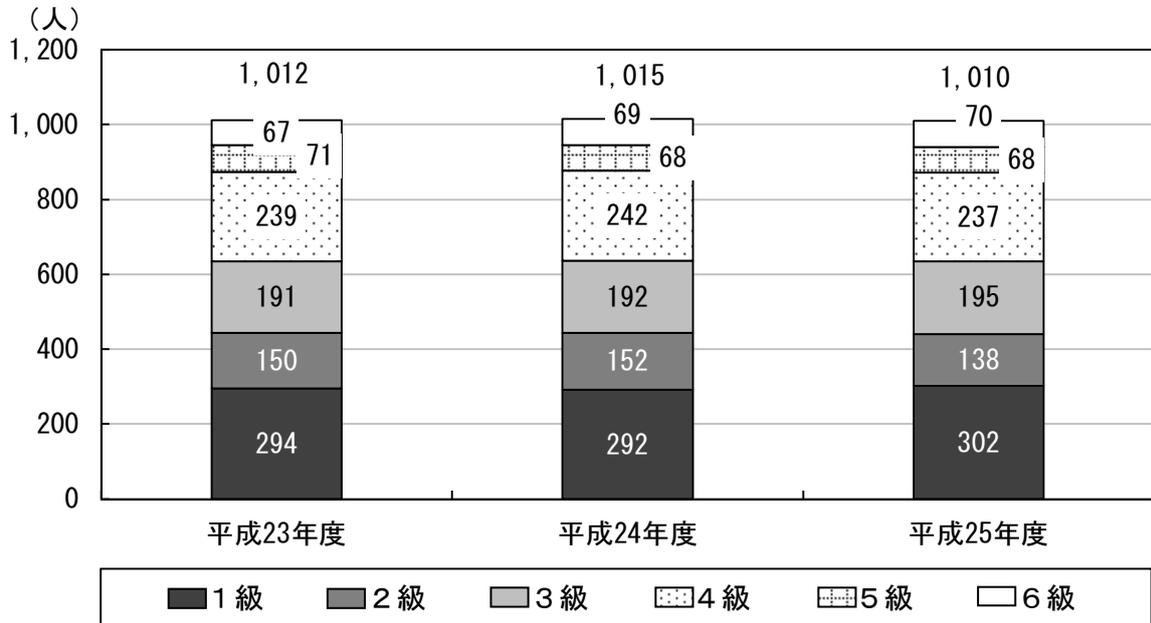
■身体障害者手帳所持者数の推移



資料：手帳所持者数／健康福祉課調べ（各年度3月末日現在）
 総人口／住民基本台帳（各年度3月末日現在）

身体障害者手帳所持者数を障害の等級別で見ると、平成 25 年度で 1 級が 302 人と最も多く、次いで 4 級が 237 人となっています。

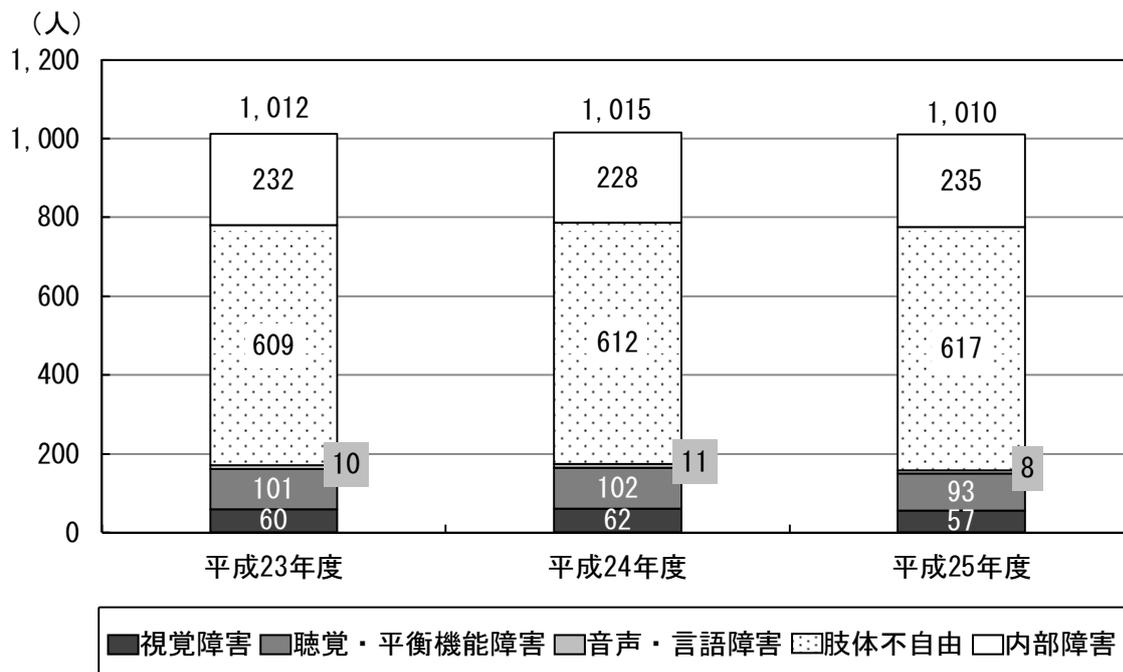
■等級別身体障害者手帳所持者数の推移



資料：健康福祉課調べ（各年度3月末日現在）

身体障害者手帳所持者数を障害の種類別で見ると、平成 25 年度で肢体不自由が 617 人と最も多く、次いで内部障害が 235 人となっています。

■種類別身体障害者手帳所持者数の推移

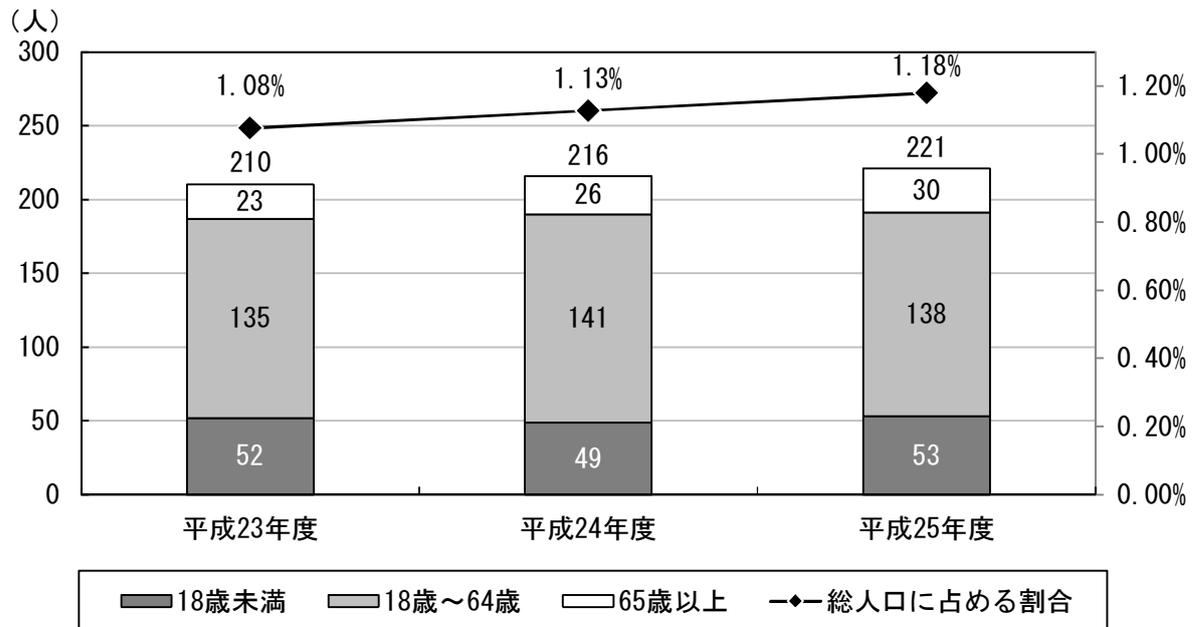


資料：健康福祉課調べ（各年度3月末日現在）

②療育手帳所持者数

本町の療育手帳所持者数は増加傾向にあり、平成 25 年度は 221 人と、本町の総人口 18,728 人に対して 1.18%を占めています。また、年齢別でみると、65 歳以上において増加傾向にあります。

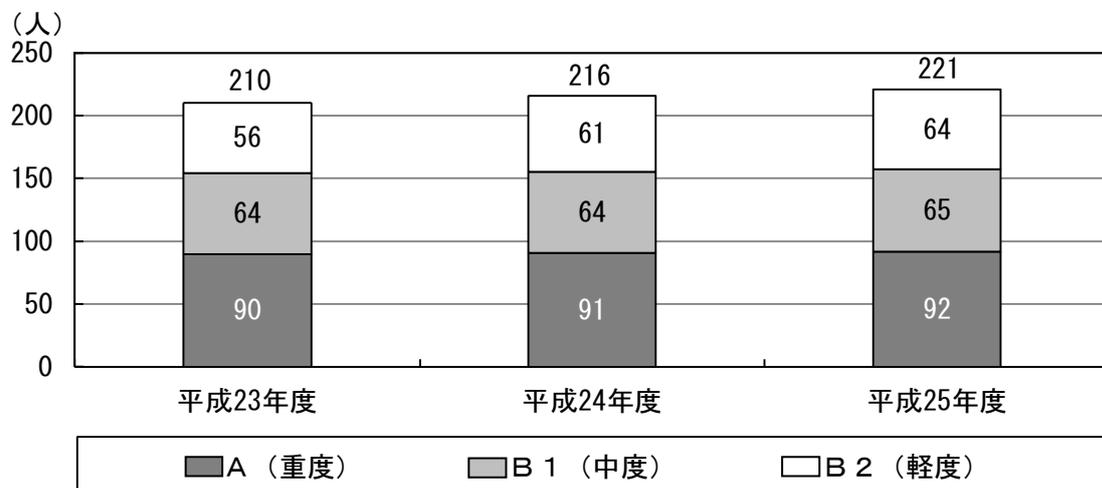
■療育手帳所持者数の推移と総人口に占める割合



資料：手帳所持者数／健康福祉課調べ（各年度3月末日現在）
 総人口／住民基本台帳（各年度3月末日現在）

療育手帳所持者数を障害の等級別でみると、平成 25 年度でA（重度）が 92 人と最も多くなっています。次いでB 1（中度）が 65 人となっています。

■等級別療育手帳所持者数の推移

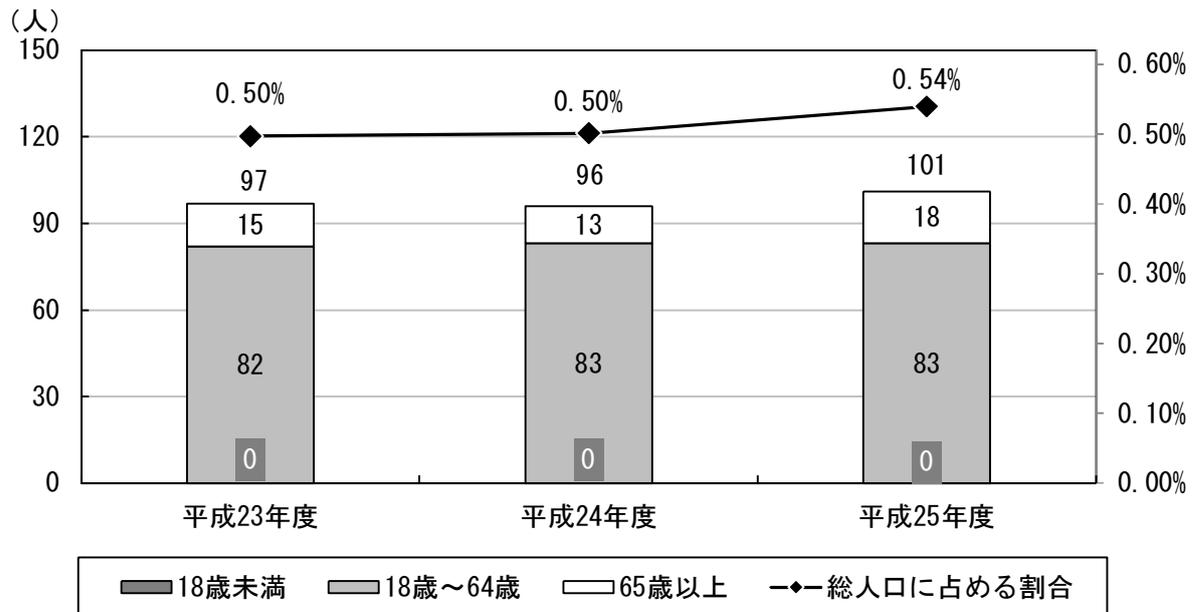


資料：健康福祉課調べ（各年度3月末日現在）

③精神障害者保健福祉手帳所持者数

本町の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成24年度から25年度にかけて増加しており、平成25年度は101人と、本町の総人口18,728人に対して0.54%を占めています。また、年齢別でも、65歳以上において平成24年度から25年度にかけて増加傾向にあります。

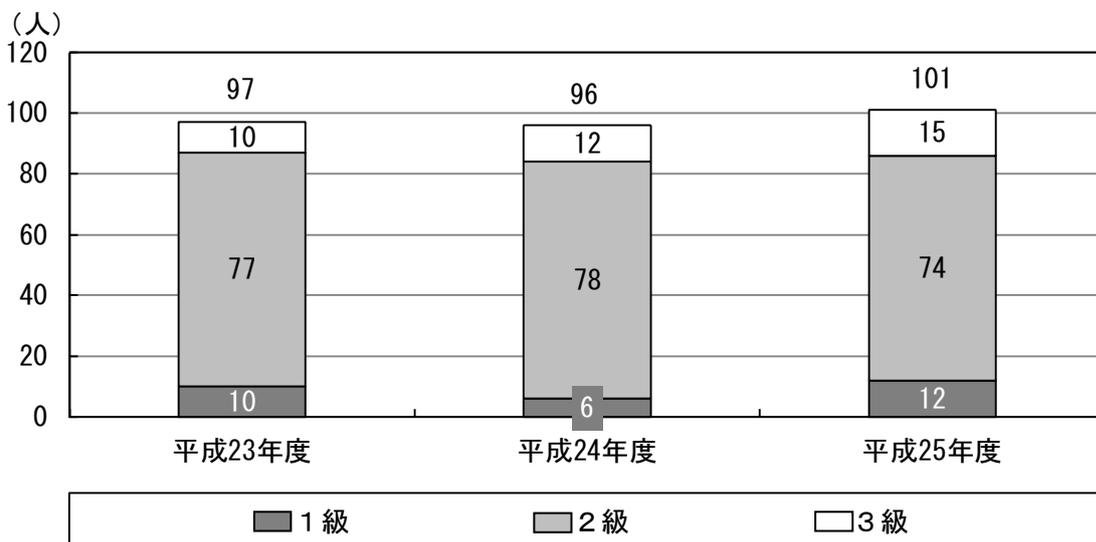
■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移と総人口に占める割合



資料：健康福祉課調べ（各年度3月末日現在）

精神障害者保健福祉手帳所持者数を障害の等級別で見ると、平成25年度で2級が74人と最も多くなっています。次いで3級が15人となっています。

■等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

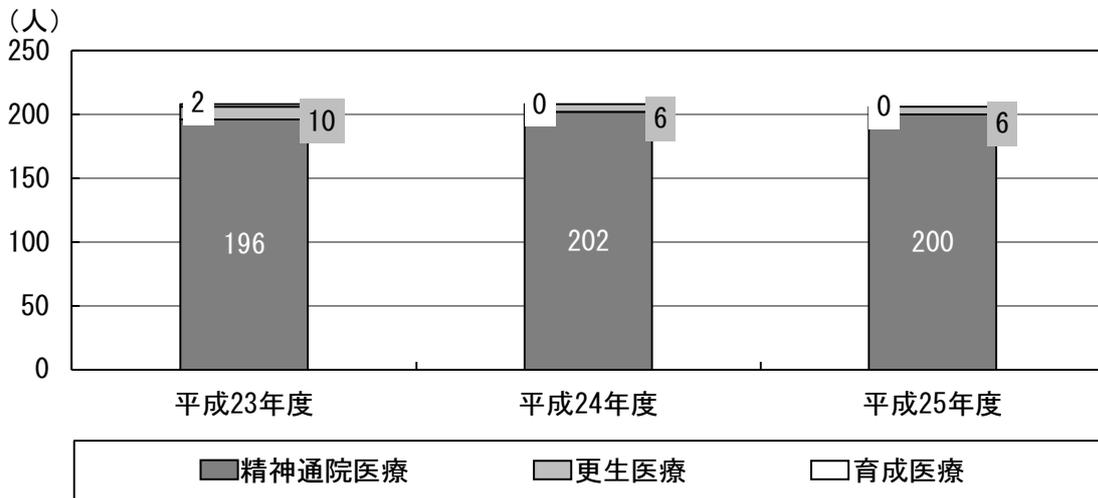


資料：健康福祉課調べ（各年度3月末日現在）

④自立支援医療費受給者数

本町の自立支援医療費受給者数は、平成 23 年度から 25 年度にかけて横ばいで推移しており、平成 25 年度は精神通院医療が 200 人となっています。

■自立支援医療費受給者数の推移

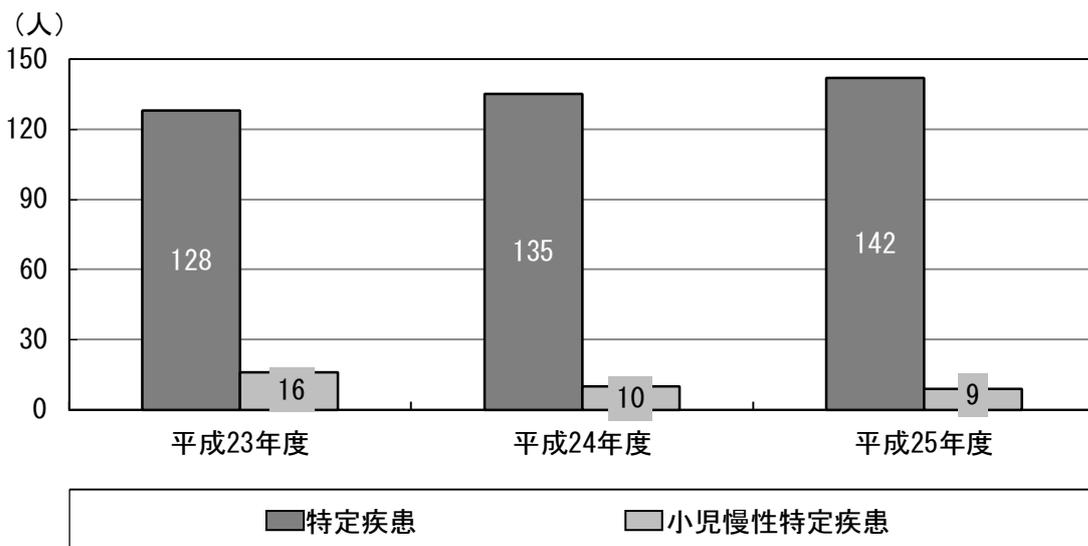


資料：健康福祉課調べ（各年度3月末日現在）

⑤難病患者の状況

本町の難病患者のうち「特定疾患」は増加しており、平成 25 年度では 142 人となっています。「小児慢性特定疾患」については減少しており、平成 25 年度では 9 人となっています。

■難病患者数の推移



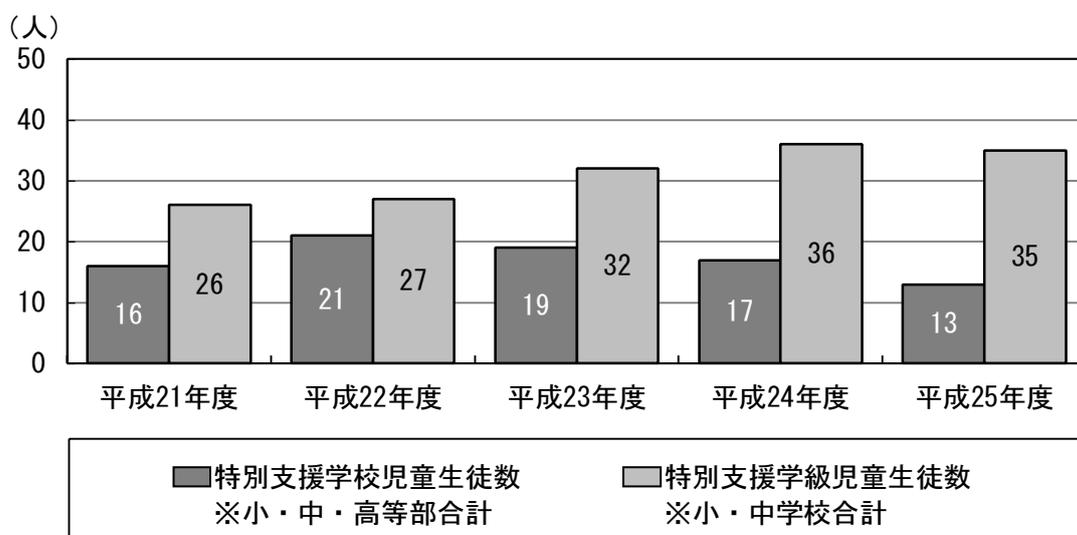
資料：健康福祉課調べ（各年度3月末日現在）

(3) 障害のある児童・生徒の状況

①学校教育の状況

特別支援学校児童生徒数の推移をみると、平成22年度から25年度にかけて8人減少し、平成25年度は13人となっています。また、特別支援学級児童生徒数の推移をみると、平成21年度から24年度までは増加傾向となっていました。平成25年度は35人となっています。

■特別支援学校・学級の児童生徒数



資料:健康福祉課調べ(各年度3月末日現在)

②特別支援学校卒業生の進路状況(平成21～25年度の卒業生累計)

特別支援学校卒業生の進路状況について、平成21年度から25年度の卒業生累計が16人となっており、「福祉施設通所・在宅等」が12人と最も多く、次いで「就職」が3人、続いて「その他」が1人となっています。

■特別支援学校卒業生

(単位:人)

	進学	専修学校等 入学	就職	福祉施設通 所・在宅等	その他	合計
平成21年度卒業生	0	0	0	3	0	3
平成22年度卒業生	0	0	2	2	0	4
平成23年度卒業生	0	0	0	3	0	3
平成24年度卒業生	0	0	0	4	1	5
平成25年度卒業生	0	0	1	0	0	1
合計	0	0	3	12	1	16

2. アンケート調査の結果概要

(1) 調査について

「障害のある方の福祉に関するアンケート調査」は、本計画を策定するにあたっての基礎資料を得ること並びに、今後佐用町が障害者施策を進める際の参考とすることを目的に実施しました。

障害のある方の福祉に関するアンケート調査	
調査対象者	身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者 精神障害者保健福祉手帳所持者、難病患者
配布数	450 通
抽出方法	無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収
回収率	52.2% (235 通)
調査期間	平成 26 年 8 月 8 日～平成 26 年 8 月 25 日

(2) 調査結果の見方

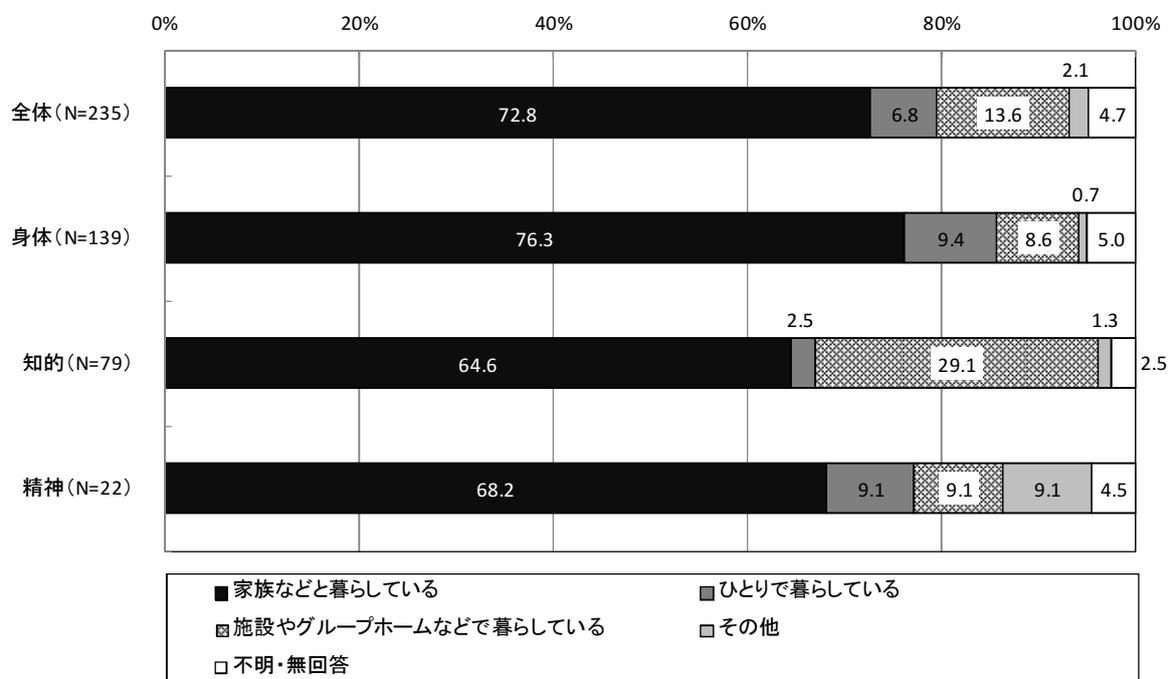
- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても、合計値が100.0%にならない場合があります。
- それぞれの手帳所持者別にクロス集計をかけることで、身体障害者手帳所持者（身体）・療育手帳所持者（知的）・精神障害者保健福祉手帳所持者（精神）を別々に集計しています。よって、重複手帳所持者がそれぞれに数えられ、集計されています。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「N (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- 本文中の設問の選択肢は簡略化している場合があります。
- グラフ中の回答割合について、グラフが繁雑になる場合は省略しています。

(3) 調査結果の概要

① 普段一緒に暮らしている人

普段一緒に暮らしている人についてみると、全体では「家族などと暮らしている」が72.8%と最も高く、いずれの手帳所持者においても6割を超えています。

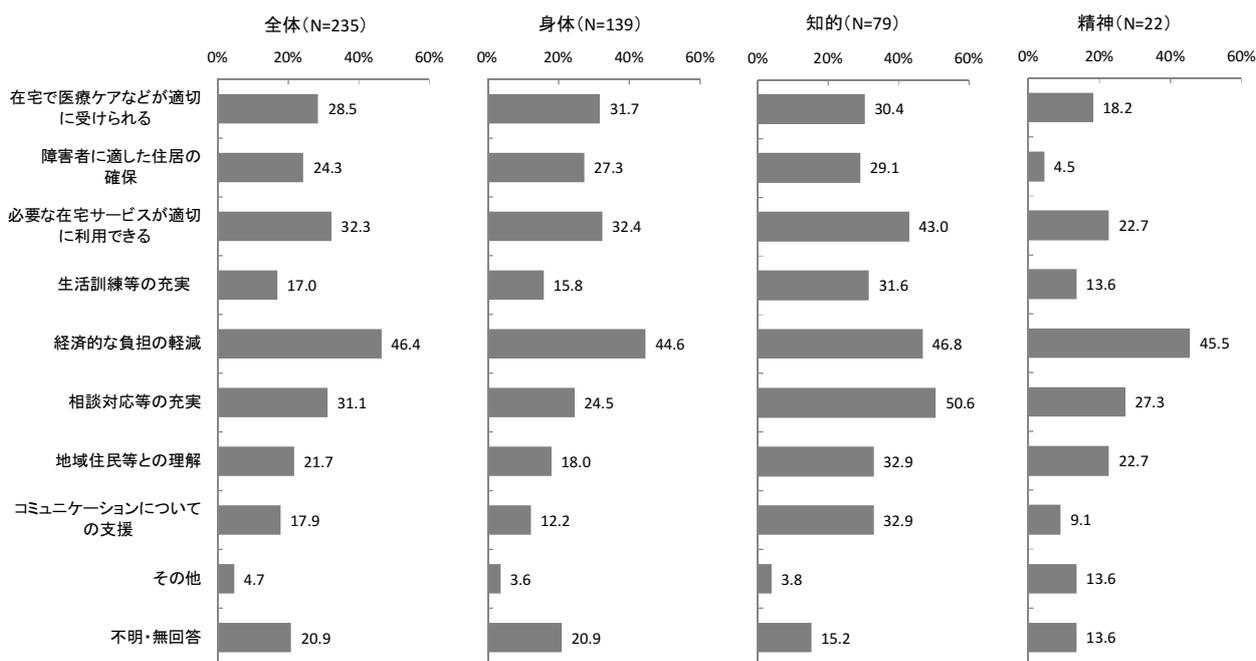
身体障害者手帳所持者では「ひとりで暮らしている」が9.4%と2番目に高く、次いで「施設やグループホームなどで暮らしている」が8.6%となっています。療育手帳所持者では「施設やグループホームなどで暮らしている」が29.1%と2番目に高く、次いで「ひとりで暮らしている」が2.5%となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者では、「ひとりで暮らしている」「施設やグループホームなどで暮らしている」「その他」がいずれも9.1%で2番目に高くなっています。



②地域で生活するために必要な支援

地域で生活するために必要な支援についてみると、全体では「経済的な負担の軽減」が46.4%と最も高く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できる」が32.3%となっています。

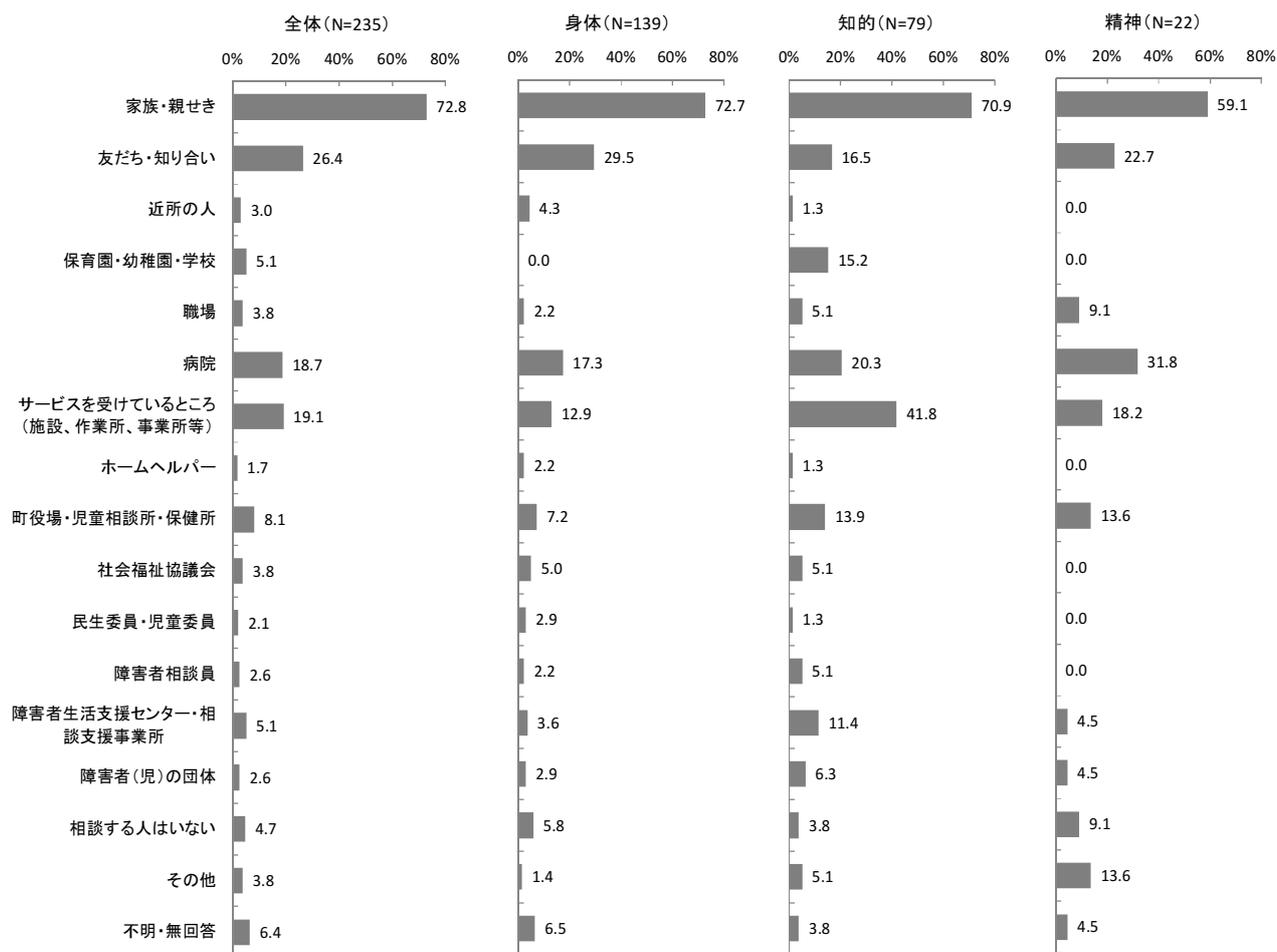
療育手帳所持者では「相談対応等の充実」が50.6%と最も高く、次いで「経済的な負担の軽減」が46.8%となっています。



③悩みや困ったことの相談先

悩みや困ったことの相談先についてみると、全体では「家族・親せき」が72.8%と最も高く、次いで「友だち・知り合い」が26.4%となっています。

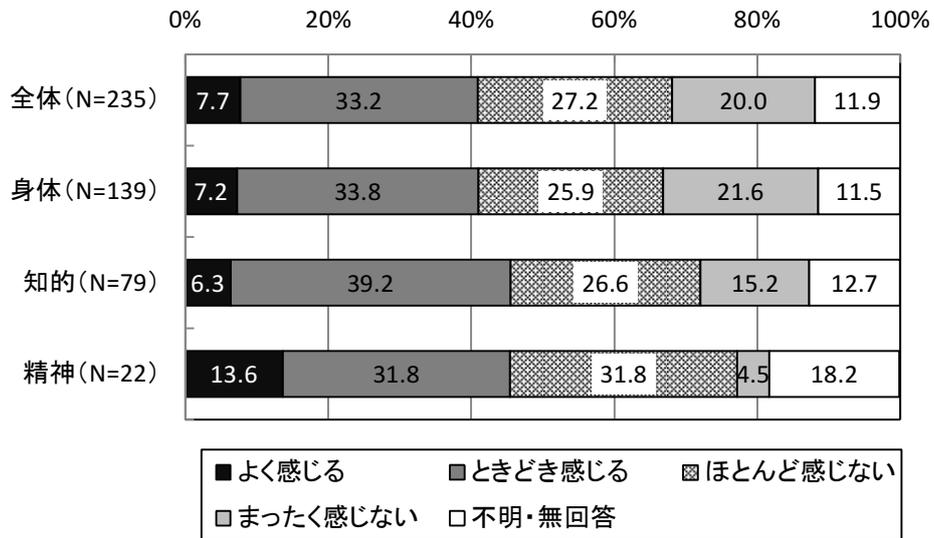
療育手帳所持者では、「家族・親せき」に次いで「サービスを受けているところ（施設、作業所、事業所等）」が41.8%と高くなっています。精神障害者保健福祉手帳所持者では、「家族・親せき」に次いで「病院」が31.8%と高くなっています。



④障害があるために差別や偏見を感じること

障害があるために差別や偏見を感じることがあるかについてみると、全体では「ときどき感じる」が33.2%と最も高く、次いで「ほとんど感じない」が27.2%となっています。

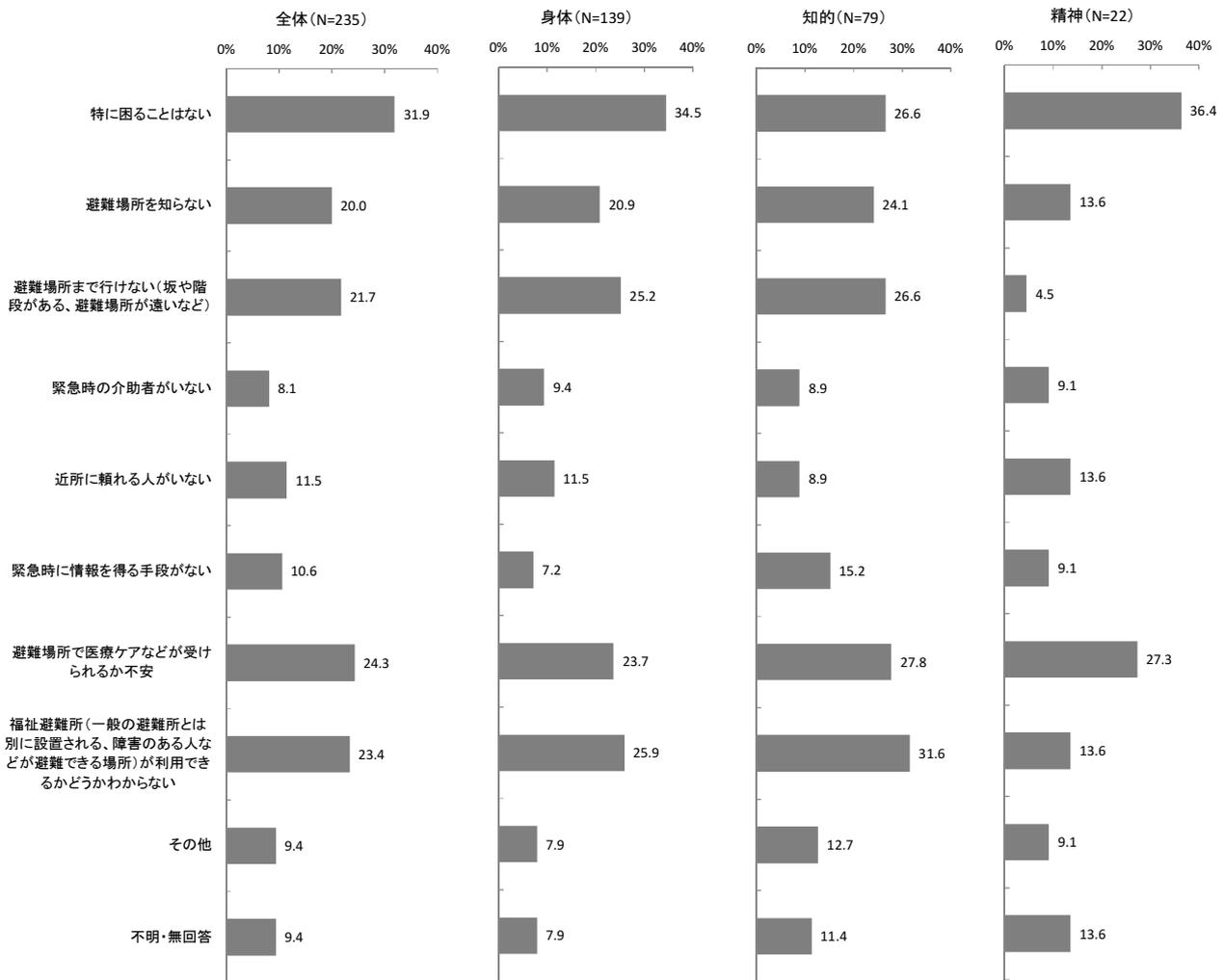
精神障害者保健福祉手帳所持者では「ときどき感じる」と「ほとんど感じない」がともに31.8%と最も高く、次いで「よく感じる」が13.6%とやや高くなっています。



⑤地震など災害のときに困ること

地震など災害のときに困ることについてみると、全体では「特に困ることはない」が31.9%と最も高く、次いで「避難場所で医療ケアなどが受けられるか不安」が24.3%となっています。

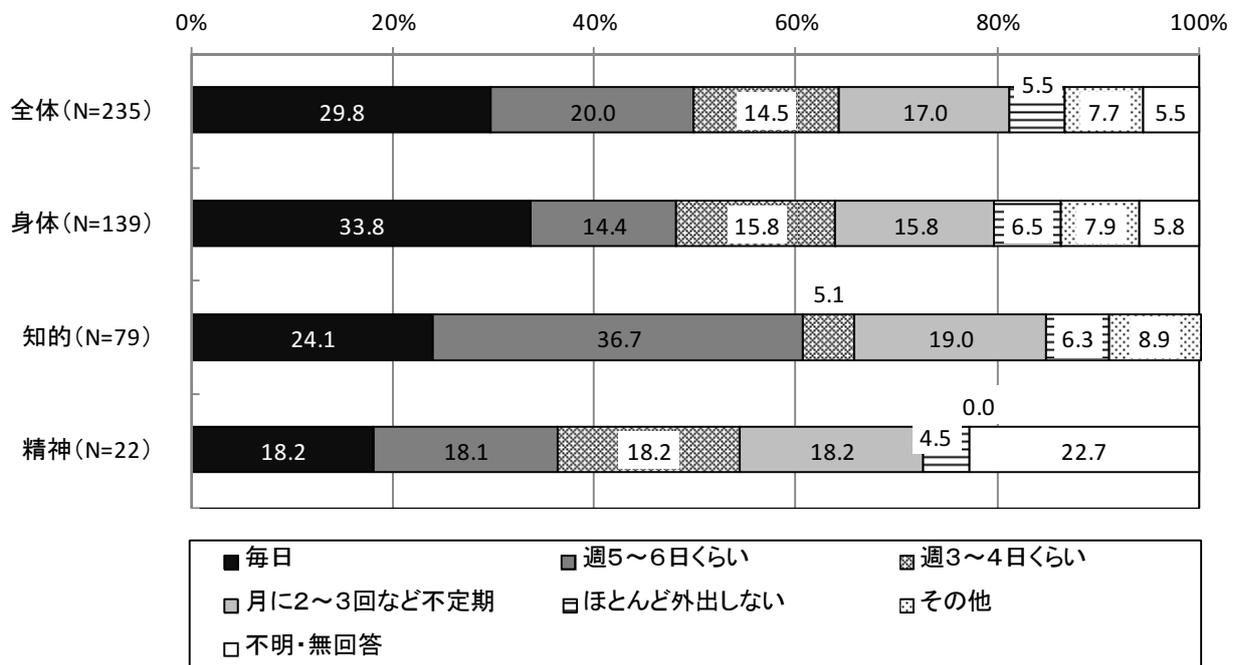
身体障害者手帳所持者では「特に困ることはない」が34.5%と最も高く、次いで「福祉避難所（一般の避難所とは別に設置される、障害のある人などが避難できる場所）が利用できるかどうか分からない」が25.9%となっています。療育手帳所持者では「福祉避難所（一般の避難所とは別に設置される、障害のある人などが避難できる場所）が利用できるかどうか分からない」が31.6%と最も高く、次いで「避難場所で医療ケアなどが受けられるか不安」が27.8%となっています。



⑥外出の頻度について

外出の頻度についてみると、全体では「毎日」が29.8%と最も高く、次いで「週5～6日くらい」が20.0%となっています。

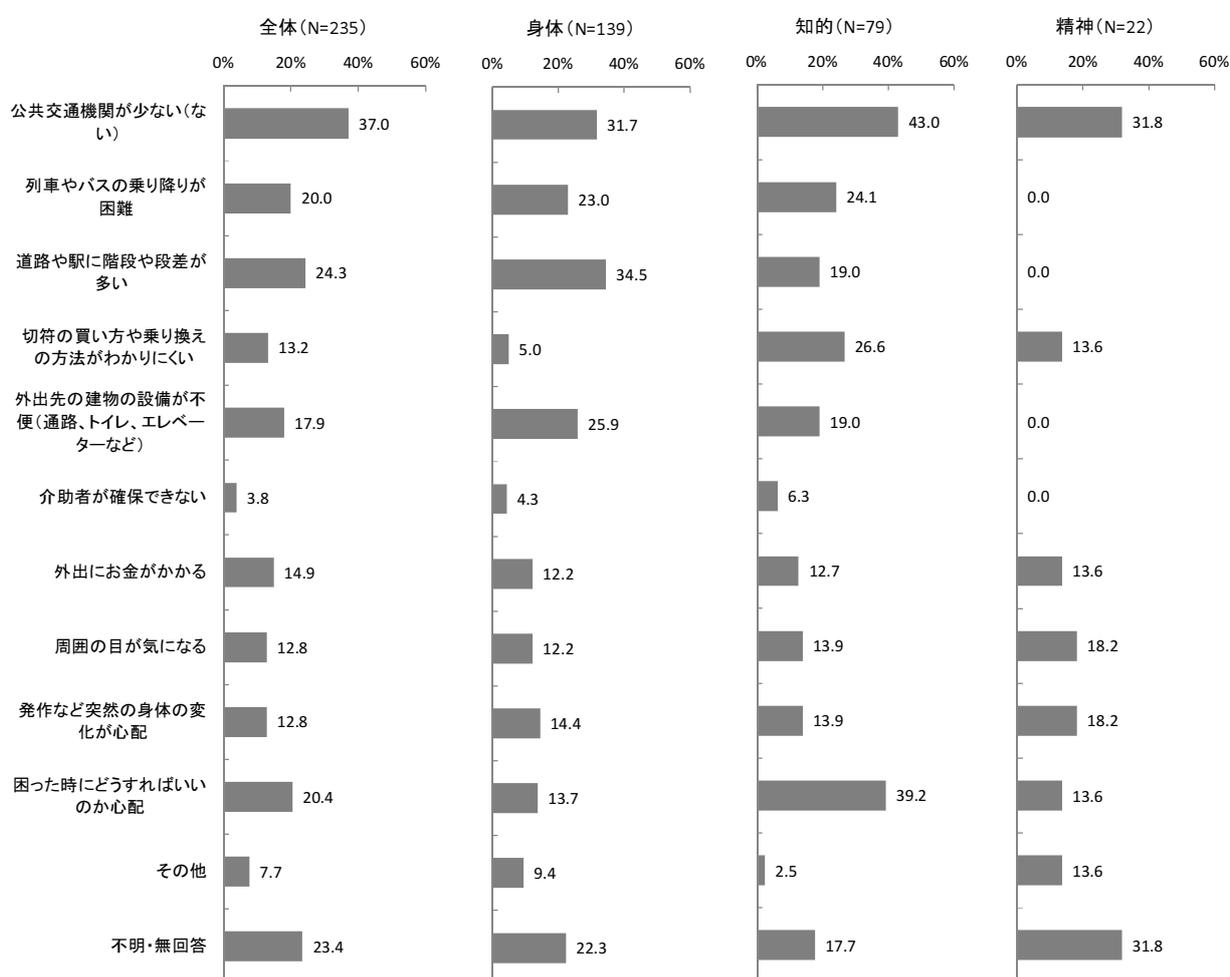
身体障害者手帳所持者では「毎日」が33.8%と最も高く、次いで「週3～4日くらい」と「月に2～3回など不定期」がともに15.8%となっています。療育手帳所持者では「週5～6日くらい」が36.7%と最も高く、次いで「毎日」が24.1%となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者では、「毎日」「週3～4日くらい」「月に2～3回など不定期」がいずれも18.2%と同じ頻度となっています。



⑦外出時に困ることについて

外出時に困ることについてみると、全体では「公共交通機関が少ない(ない)」が37.0%と最も高く、次いで「道路や駅に階段や段差が多い」が24.3%となっています。

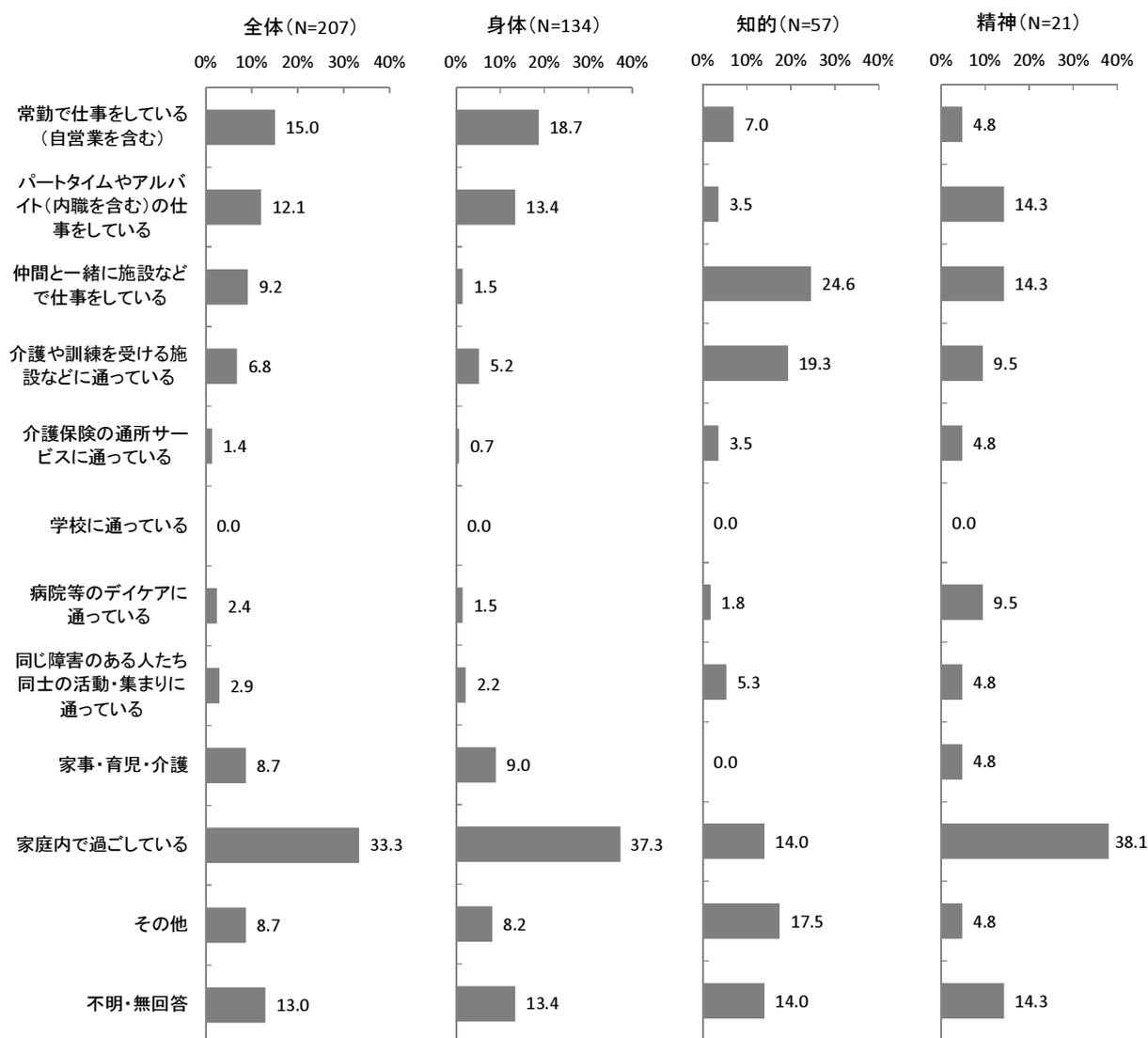
身体障害者手帳所持者では「道路や駅に階段や段差が多い」が34.5%と最も高く、次いで「公共交通機関が少ない(ない)」が31.7%となっています。療育手帳所持者では「公共交通機関が少ない(ない)」が43.0%と最も高く、次いで「困った時にどうすればいいのか心配」が39.2%となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者では「公共交通機関が少ない(ない)」が31.8%と最も高く、次いで「周囲の目が気になる」と「発作など突然の身体の変化が心配」がともに18.2%となっています。



⑧日中生活の過ごし方(18歳以上の人)

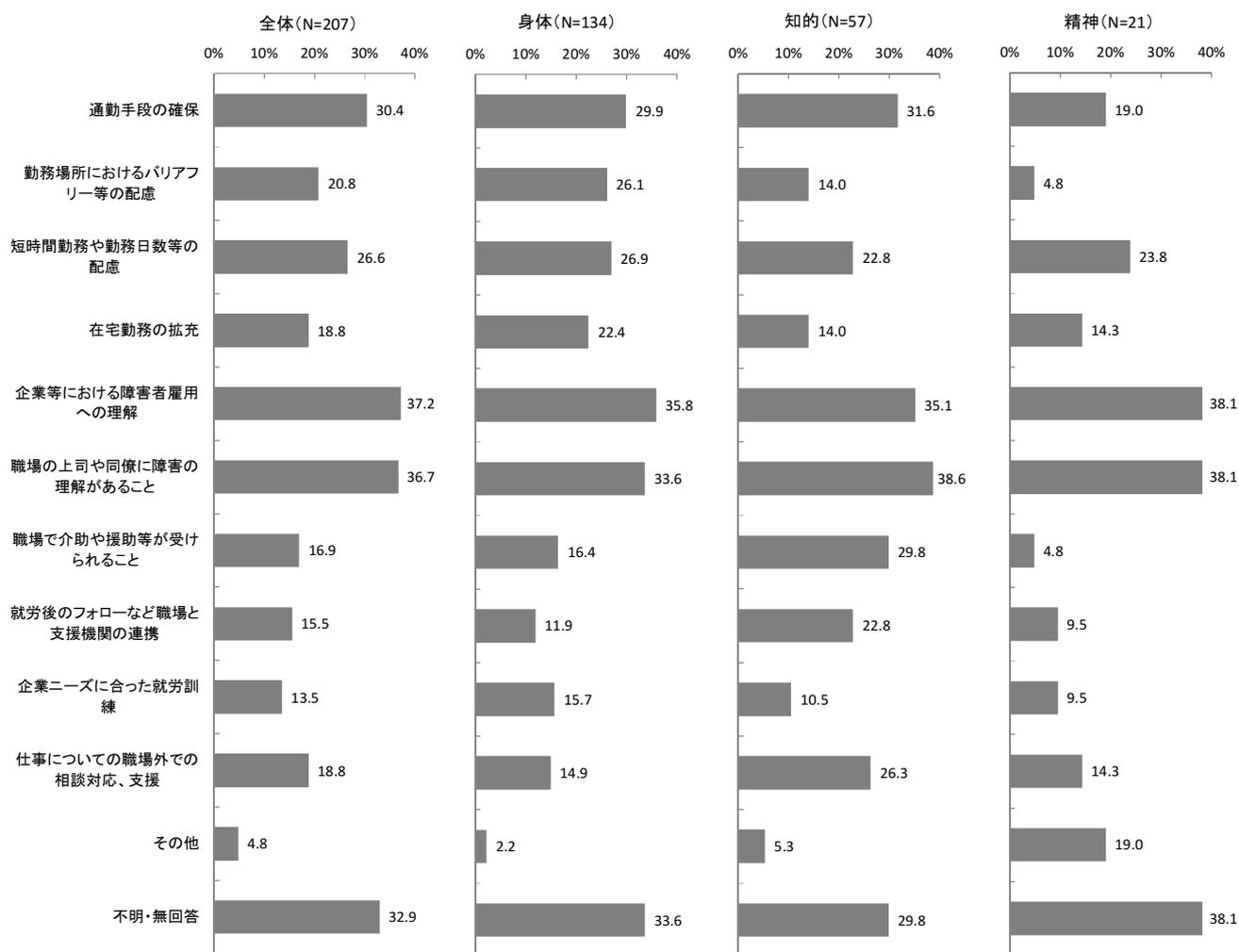
日中生活の過ごし方についてみると、全体では「家庭内で過ごしている」が33.3%と最も高く、次いで「常勤で仕事をしている(自営業を含む)」が15.0%となっています。

療育手帳所持者では「仲間と一緒に施設などで仕事をしている」が24.6%と最も高く、次いで「介護や訓練を受ける施設などに通っている」が19.3%となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者では「家庭内で過ごしている」が38.1%と最も高く、次いで「パートタイムやアルバイト(内職を含む)の仕事をしている」と「仲間と一緒に施設などで仕事をしている」がともに14.3%となっています。



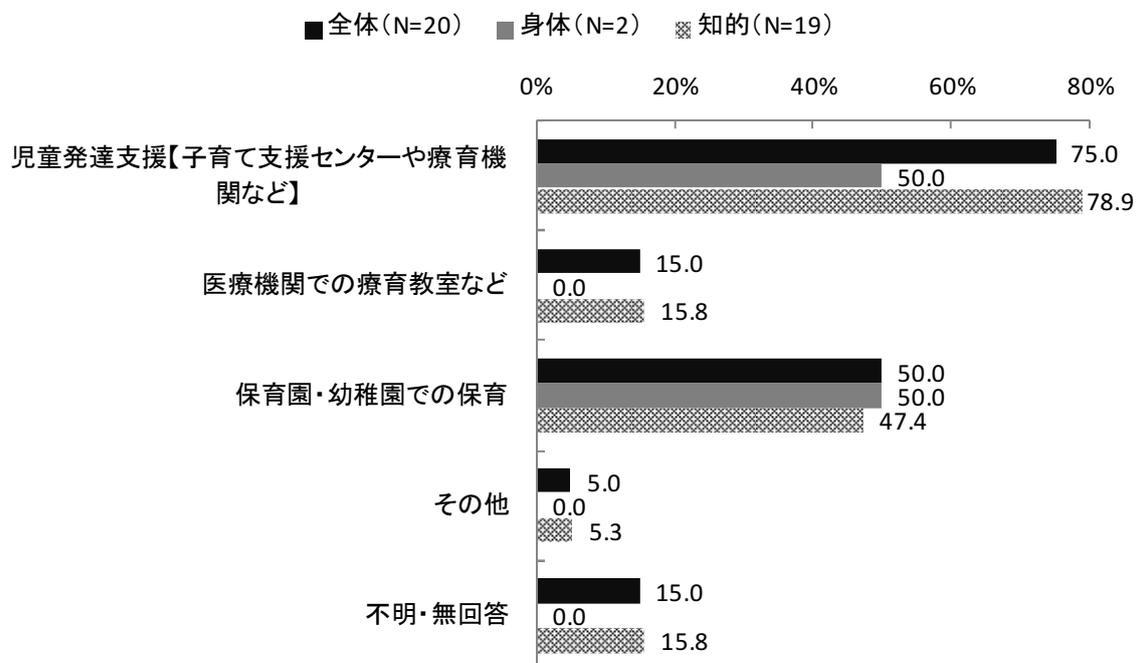
⑨障害のある人への就労支援として必要だと思うこと

障害のある人への就労支援として必要だと思うことについてみると、全体では「企業における障害者雇用への理解」が37.2%と最も高く、次いで「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が36.7%となっています。「通勤手段の確保」は、30.4%と3番目に高い値を示しています。



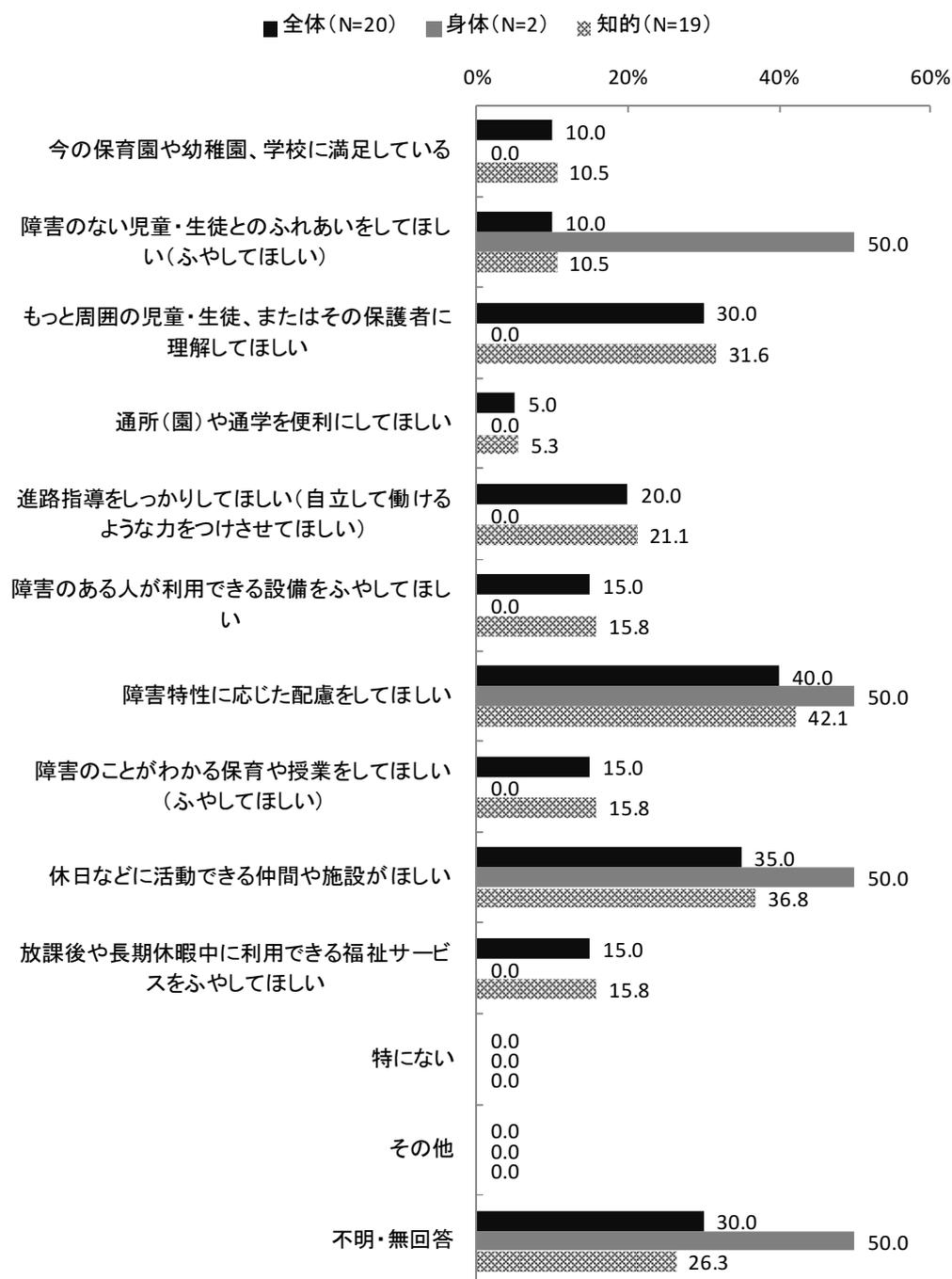
⑩現在受けている療育・保育について(18歳未満の人)

現在受けている、または過去に受けた療育・保育の内容についてみると、全体では「児童発達支援【子育て支援センターや療育機関など】」が75.0%と最も高く、次いで「保育園・幼稚園での保育」が50.0%となっています。



⑪保育や教育について必要だと思うこと

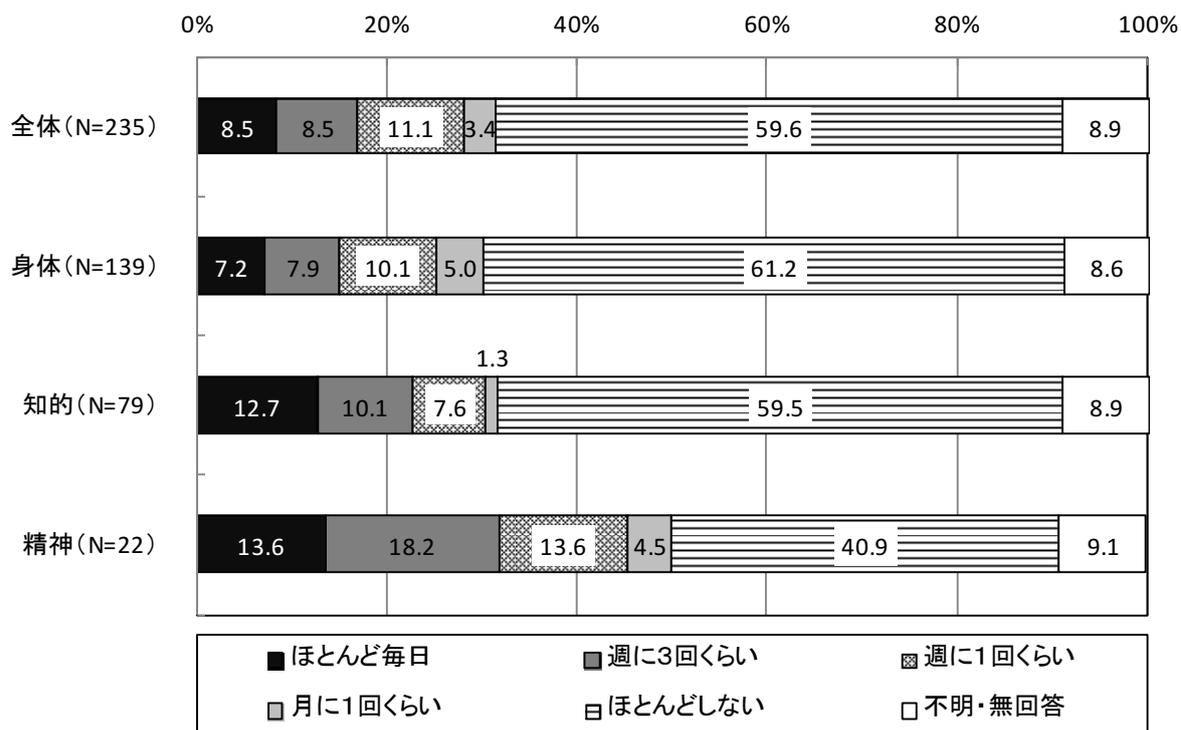
保育や教育について必要だと思うことについてみると、全体では「障害特性に応じた配慮をしてほしい」が40.0%と最も高く、次いで「休日などに活動できる仲間や施設がほしい」が35.0%となっています。「もっと周囲の児童・生徒、またはその保護者に理解してほしい」は、30.0%と3番目に高い値を示しています。



⑫運動・スポーツを行う頻度

運動・スポーツを行う頻度についてみると、全体では「ほとんどしない」が59.6%と最も高く、次いで「週に1回くらい」が11.1%となっています。

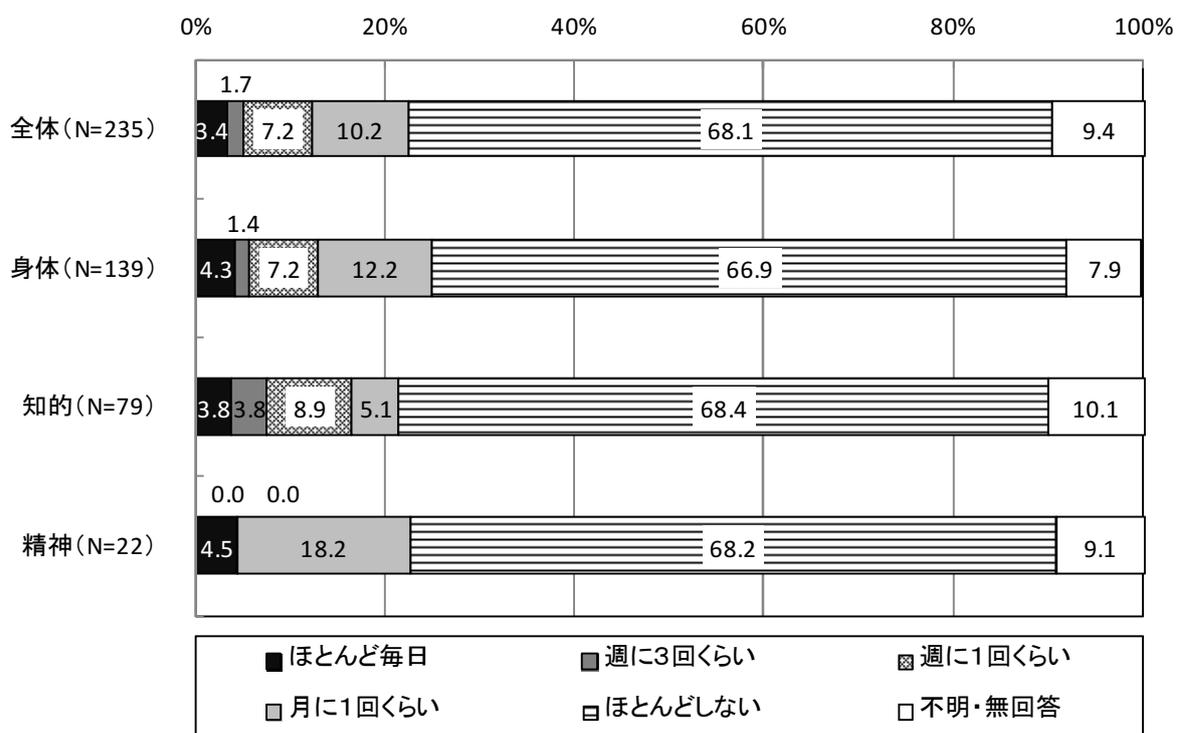
療育手帳所持者では「ほとんどしない」が59.5%と最も高く、次いで「ほとんど毎日」が12.7%となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者では「ほとんどしない」が40.9%と最も高く、次いで「週に3回くらい」が18.2%となっています。



⑬ 芸術文化活動を行う頻度

芸術文化活動を行う頻度についてみると、全体では「ほとんどしない」が68.1%と最も高く、次いで「月に1回くらい」が10.2%となっています。

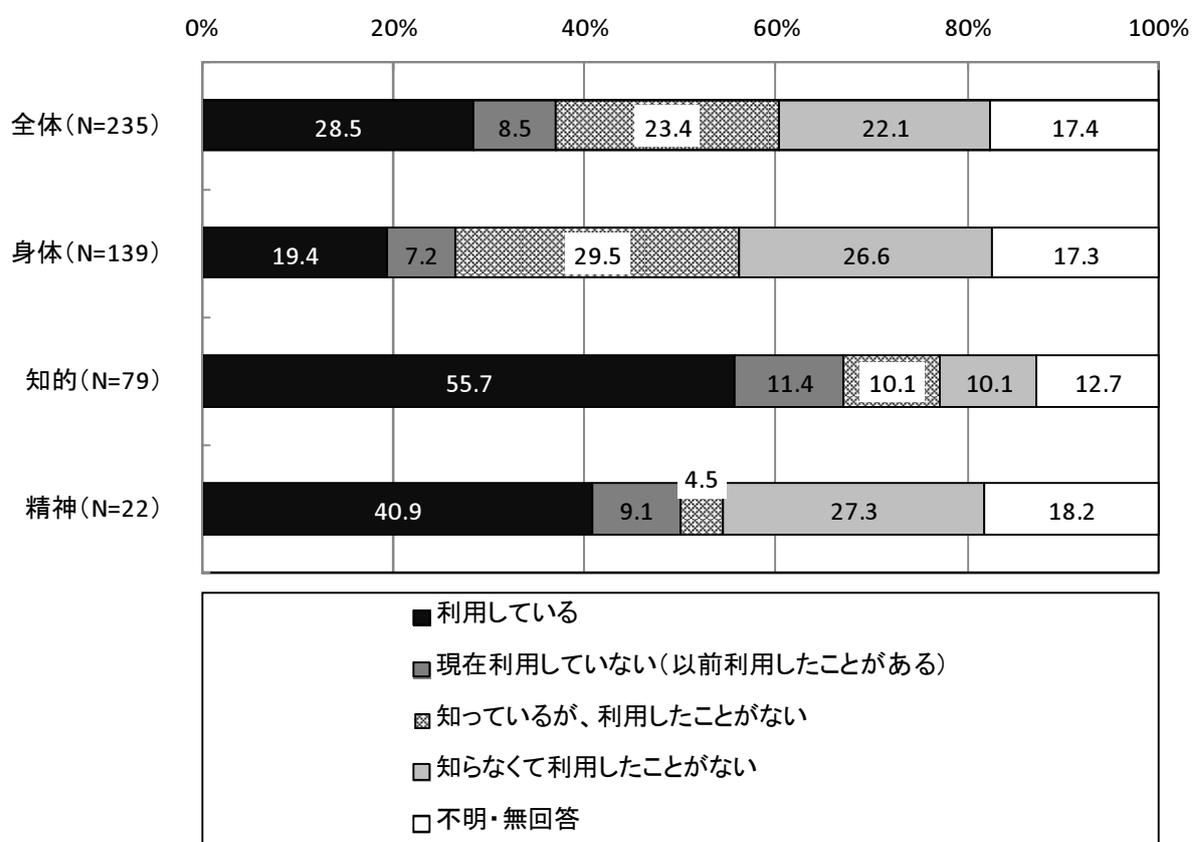
療育手帳所持者では「ほとんどしない」が68.4%と最も高く、次いで「週に1回くらい」が8.9%となっています。



⑭障害福祉サービスの利用状況

障害福祉サービスの利用状況についてみると、全体では「利用している」が28.5%と最も高く、次いで「知っているが、利用したことがない」が23.4%となっています。

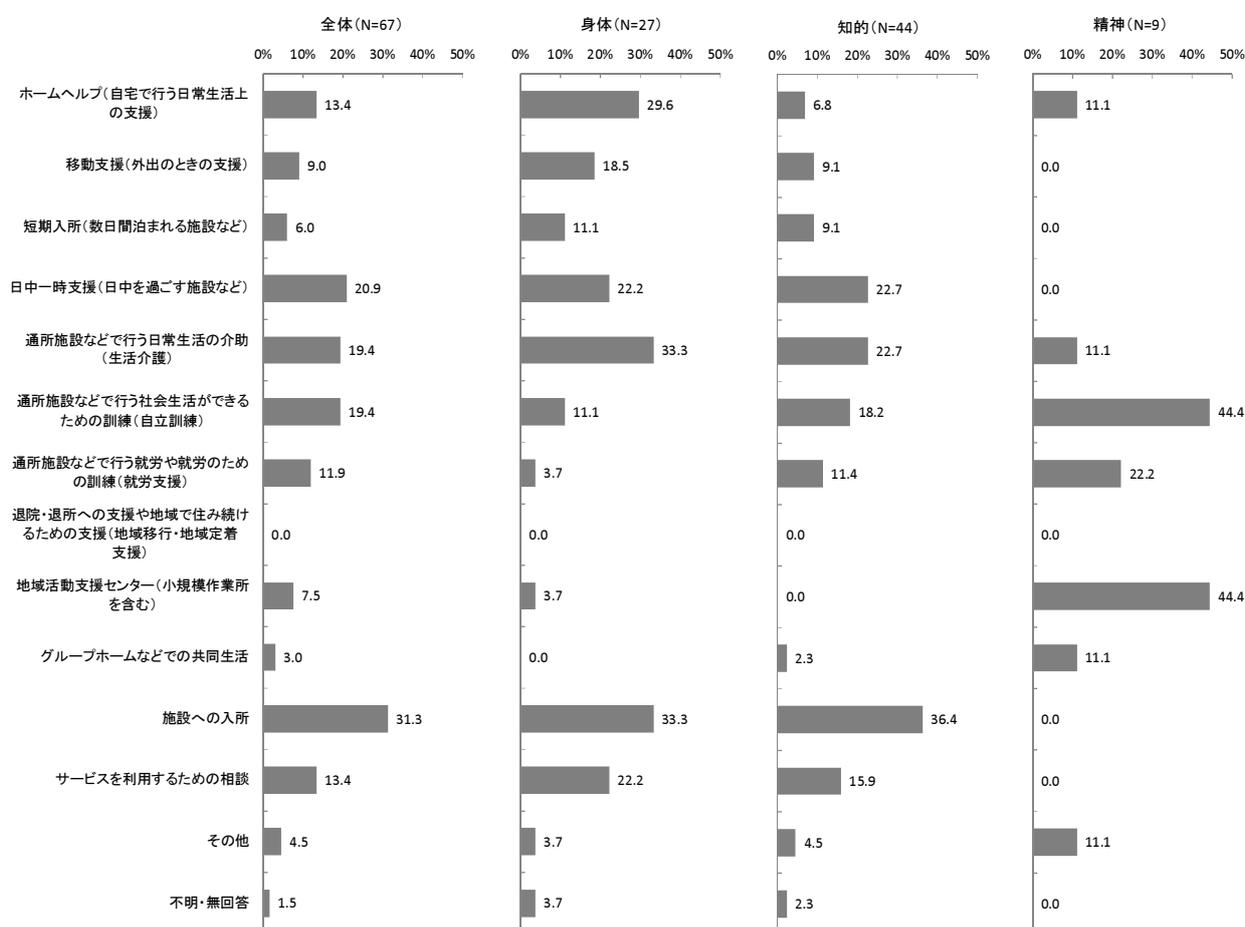
身体障害者手帳所持者では「知っているが、利用したことがない」が29.5%と最も高く、次いで「知らなくて利用したことがない」が26.6%となっています。療育手帳所持者では「利用している」が55.7%と最も高く、次いで「現在利用していない（以前利用したことがある）」が11.4%となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者では「利用している」が40.9%と最も高く、次いで「知らなくて利用したことがない」が27.3%となっています。



⑮現在利用している障害福祉サービス

現在利用している障害福祉サービスについてみると、全体では「施設への入所」が31.3%と最も高く、次いで「日中一時支援（日中を過ごす施設など）」が20.9%となっています。

身体障害者手帳所持者では、「通所施設などで行う日常生活の介助（生活介護）」と「施設への入所」がともに33.3%と最も高くなっています。療育手帳所持者では「施設への入所」が36.4%と最も高く、次いで「日中一時支援（日中を過ごす施設など）」と「通所施設などで行う日常生活の介助（生活介護）」がともに22.7%となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者では、「通所施設などで行う社会生活ができるための訓練（自立訓練）」と「地域活動支援センター（小規模作業所を含む）」がともに44.4%と最も高くなっています。

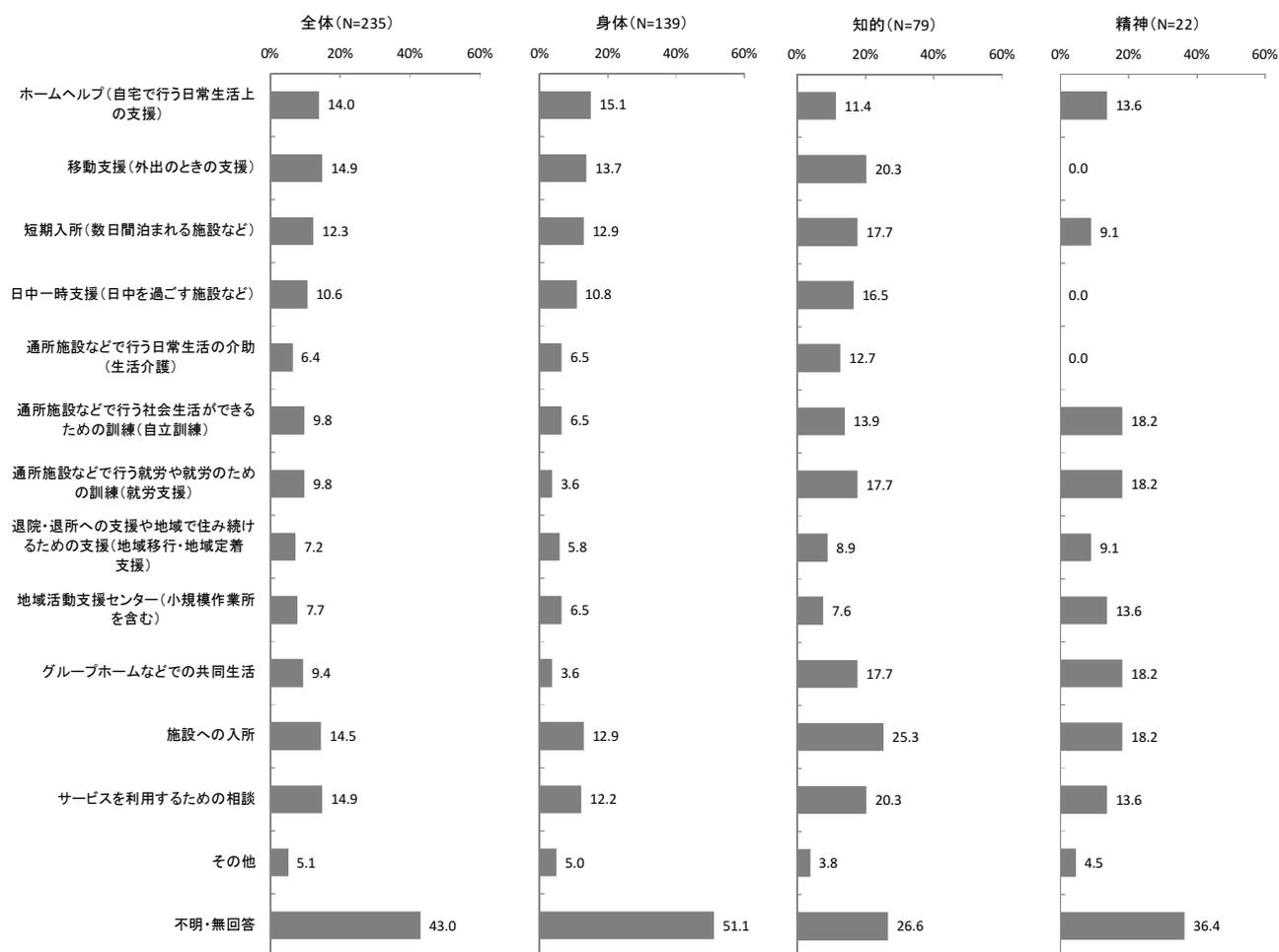


⑩障害福祉サービスの利用意向

障害福祉サービスの利用意向についてみると、全体では「移動支援（外出のときの支援）」と「サービスを利用するための相談」がともに14.9%と最も高くなっています。

身体障害者手帳所持者では「ホームヘルプ（自宅で行う日常生活上の支援）」が15.1%と最も高く、次いで「移動支援（外出のときの支援）」が13.7%となっています。療育手帳所持者では「施設への入所」が25.3%と最も高く、次いで「移動支援（外出のときの支援）」と「サービスを利用するための相談」がともに20.3%となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者では、「通所施設などで行う社会生活ができるための訓練（自立訓練）」「通所施設などで行う就労や就労のための訓練（就労支援）」「グループホームなどでの共同生活」「施設への入所」がすべて18.2%で最も高くなっています。



3. 関係団体調査結果のまとめ

(1) 調査の目的

この調査は、本計画を策定するにあたり、現場で様々な活動をされている障害者関係団体からの意見を通じて、障害のある人の生活状況や本町で暮らす上での課題等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

(2) 調査対象

対象団体
○ 佐用町身体障害者福祉協会
○ 佐用町手をつなぐ育成会
○ NPO法人あさぎり
○ 佐用町あすなる会
○ 佐用町療育を考える親の会「ばれっと」

(3) 調査方法

調査方法
○ 調査票による郵送配布・郵送回収または電子メールによる調査

(4) 調査内容

項目	設問例	ねらい
基本情報	・団体のプロフィール	・団体活動の現状の把握
啓発・広報・理解・社会参加	・各分野の現状や問題点、課題について	・団体活動を進めていく上で、各分野に関する現状や問題点、課題を把握します
生活支援		
生活環境		
教育・育成		
雇用・就業		
保健・医療		
情報・コミュニケーション		
佐用町の障害者施策の良い点・改善すべき点	・これまでの障害者施策の良い点・改善すべき点について	・団体からの視点による、佐用町のこれまでの障害者施策の評価を把握します
町としての重点課題	・施策を進めていく上での課題について	・佐用町として優先度が高く、満足度が低い施策を把握し、本計画の優先課題を設定します ・本計画の基本理念や施策体系を設定する上での参考とします
その他	・計画策定についての意見や提案	・自由意見の把握

(5) 主な意見について

啓発・広報・理解・社会参加について
<ul style="list-style-type: none">○ 合併当初に比べ、団体会員相互の「広報」「社会啓発」等に対する必要性が理解されるようになったと感じる。団体・関係者・個人が、社会参加はもとより、障害の多種多様な特性の現状を発信し、ボランティアをはじめ社会一般に啓発・理解を得るべく努めることが大切と考える。○ 啓発・広報は個人が傷つかない程度に広めていくことが課題である。○ 町や関係機関が先頭に立って取り組んでほしい。
生活支援について
<ul style="list-style-type: none">○ 以前に比べ、多種多様な生活支援サービスが提供され感謝しているが、せっかく多くのメニューが用意されているので、必要な時に気軽に利用ができる相談体制を引き続きお願いしたい。○ 時代の進展とともに新制度も出てくるので、繰り返し福祉サービス全般に対して、分かりやすい解説（パンフレット）等の啓発・提供に期待したい。○ 日中活動の場をあと一か所でも増やすこと。○ ケアマネ等の各個人の真摯な対応を望む。
生活環境について
<ul style="list-style-type: none">○ 庁内公共施設等において、バリアフリー化が少ないので、今後調査する必要がある（特に歩道の関係）。○ 障害のある方の緊急時の支援については、名簿等の調査に苦慮している。○ 生活環境のバリアフリー化が打ち出されて久しいが、日常生活における障害者への環境配慮・支援はまだまだこれからだと期待している。特にトイレの課題、災害・緊急時の支援の重点化。費用対効果の課題もあり、障害者の意見を現場の声として第一義にくみ取っていただき、少し先を見据えた支援を望む。まずは「町」「関係機関」「団体」が課題に向かって意見が言える連携強化が重要と考える。○ 親の高齢化に伴う対応。相談支援事業所を通じ、相談しつつ、いろいろなサービスを利用していく。

教育・育成について
<ul style="list-style-type: none"> ○ プライバシーを厳守しながら、相談支援体制が整備され、疑義があれば早期の相談を推進していくべき。そのためには、関係機関の連携、啓発を通じて制度理解と支援連携強化をめざすことだと考える。 ○ 個別の訓練等は人数が多いため、月に1回行ければ良い方であるが、月に1度では定着できないように思える。町内でも個別訓練のできる場所等を作ってほしい。
雇用・就業について
<ul style="list-style-type: none"> ○ 本町における就労支援に感謝したい。一部の方かもしれないが、就労している人はいきいきとしている。 ○ 就労後、いかに続けていくかが課題である。能力や障害種別で働ける場の提供を望む。 ○ 知的や精神障害のある方の就労場所があるなら、教えてほしい。
保健・医療について
<ul style="list-style-type: none"> ○ 重度知的障害分野における入院加療が必要とされる場合の関係機関には、特別支援体制に苦慮願っている現状である。常に第三者を必要とする課題がある。 ○ 医療機関が少なく、急を要する場合の対応に困ることがある。 ○ 特定疾患の専門医による診察を受けることができれば望ましい。
情報・コミュニケーションについて
<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉施策の変化に対応しづらい利用者のためにも、わかりやすい言葉を使うなど、工夫して情報提供に努める。 ○ 障害者の利となる情報を積極的に発信願いたい。
町のこれまでの障害者施策の良い点・改善すべき点
<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉サービス事業の充実。 ○ 雇用施策との連携を強化。 ○ 医療サービスが6か月間で打ち切りというのをなんとかできないか。 ○ 専門職を必要とする施策分野への町の委託方策は良い点である。 ○ 以前より精神障害者に対するサービスは改善されてきていると感じる。
町が特に重点的に取り組むべき課題について
<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉は量も大切であるが、質が求められる時代と考える。 ○ サービスを提供する人材の確保と研修。ネットワーク構築。 ○ ノーマライゼーションについて。
町の計画策定にあたってのご意見
<ul style="list-style-type: none"> ○ 実行性のある計画策定を期待する。福祉担当分野のみでなく、庁内の幅広い分野を連携させてはどうか。 ○ 現状より少しでも前進すること。

4. 計画の策定経過

年 月 日	内 容
平成 26 年 8 月 8 日（金） ～平成 26 年 8 月 25 日（月）	「佐用町 障害のある方の福祉に関するアンケート調査」の実施
平成 26 年 10 月 2 日（木）	第 1 回 佐用町障害者計画及び佐用町障害福祉計画策定委員会兼地域自立支援連絡会 <ul style="list-style-type: none"> • 委員委嘱 • 役員選出（会長、副会長選出） • 障害者計画及び障害福祉計画の策定について • 佐用町 障害のある方の福祉に関するアンケート調査結果報告書について • 第 2 次佐用町障害者計画及び第 4 期障害福祉計画（骨子案）について • 今後のスケジュールについて
平成 26 年 12 月 4 日（木）	第 2 回 佐用町障害者計画及び佐用町障害福祉計画策定委員会兼地域自立支援連絡会 <ul style="list-style-type: none"> • 第 2 次佐用町障害者計画及び第 4 期障害福祉計画（素案）について • 住民等からの意見募集について • 今後のスケジュールについて • 障害者総合支援法対象疾病（難病等）の見直しについて • 兵庫県障害福祉審議会委員の募集について • 障害者虐待防止について
平成 26 年 12 月 18 日（木） ～平成 27 年 1 月 8 日（木）	住民等の意見募集の実施
平成 27 年 1 月 22 日（木）	第 3 回 佐用町障害者計画及び佐用町障害福祉計画策定委員会兼地域自立支援連絡会 <ul style="list-style-type: none"> • 住民等の意見募集の結果について • 第 2 次佐用町障害者計画及び第 4 期障害福祉計画（案）について

5. 佐用町障害者福祉計画策定委員会設置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、佐用町障害者福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、佐用町障害者福祉計画策定のため、その基本的内容について協議及び検討するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、次の者をもって組織し、町長が委嘱する。

- (1) 佐用町身体障害者福祉協会を代表する者
- (2) 佐用町手をつなぐ育成会を代表する者
- (3) 佐用町社会福祉協議会を代表する者
- (4) 佐用町民生委員・児童委員協議会を代表する者
- (5) 佐用郡医師会を代表する者
- (6) 佐用町内の障害者施設を代表する者
- (7) その他町長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、佐用町障害者福祉計画の策定完了までとする。

(役員)

第5条 委員会に、委員の互選により、次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長

2 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

2 この条例の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第6条の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則 (平成22年3月30日条例第19号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

6. 策定委員名簿

No.	団体名・役職	氏名	備考
1	佐用町身体障害者福祉協会会長	西坂 越次	身体障害者相談員兼務
2	佐用町手をつなぐ育成会会長	木村 政照	
3	佐用町民生委員児童委員協議会会長	大江 秀謙	
4	佐用郡医師会代表	岡本 泰子	
5	佐用町内身体障害者事業所代表	井上 栄恵	千種川リハビリテーションセンター・千種川ナースングホーム 次長
6	佐用町内知的障害者事業所代表	廣岡 孝一	播磨園 施設長
7	佐用町内精神障害者事業所代表	花尾 より子	地域活動支援センターあさぎり 所長 精神障害者相談員兼務
8	佐用町手をつなぐ育成会学齢期部会代表	西平 光	
9	障害者相談員代表	岡本 平	知的障害者相談員
10	佐用町社会福祉協議会事務局長	野村 正明	
11	龍野健康福祉事務所生活福祉課長	山本 隆裕	
12	佐用町小中学校校長会代表	吉田 和彦	三河小学校長
13	佐用町保育園園長会代表	吉永 美里	佐用保育園長
14	町保健師	浅海 優子	健康増進室

(敬称略、順不同)

7. 用語解説

【あ行】

◎意思疎通

障害者権利条約第2条において、意思疎通とは「言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用しやすい情報通信機器を含む。）」と定義されている。これに関係して、障害者基本法第3条において「すべて障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得または利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」と示されている。

◎一般就労

事業所（企業や官公庁）との間に雇用契約を結び、労働基準法や最低賃金法等の労働関係法のもとで賃金の支払を受ける就労形態をいう。

◎インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障害のある者と障害のない者がともに学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されるなどが必要とされている（障害者権利条約第24条）。

【か行】

◎ケアマネジメント

援助を必要とする人に対し、保健・医療・介護・福祉等様々な社会資源を活用したケアプランを作成し、適切なサービスを行うこと。

◎権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障害のある人の権利やニーズ表明を支援し代弁すること。

◎高次脳機能障害

日常生活及び社会生活への適応が困難となる、脳損傷に起因する認知障害（記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等）全般を指す言葉。

◎合理的配慮

障害者が他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有し、または行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失したまたは過度の負担を課さないもの（障害者権利条約第2条）。

【さ行】

◎サービス提供事業所

指定機関（都道府県・市町村）から指定を受け、障害福祉サービス事業を提供する民間の事業所。

◎差別

「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除または制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を認識し、享有し、または行使することを害し、または妨げる目的または効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む（障害者権利条約第2条）。

◎肢体不自由

身体障害者福祉法施行規則別表第5号において、身体障害の内容を「視覚障害」、「聴覚または平衡機能の障害」、「音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害」「肢体不自由」「心臓、じん臓若しくは呼吸器またはぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能障害」と定義している。肢体不自由は、上肢、下肢、体幹及び乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害をもつ者の総称である。

◎社会モデル

不利益を個人の特徴と社会のあり方との相互作用から生じるものとし、社会の側にそれを改善する責務があると捉える。2006年に採択された国際連合の「障害者の権利に関する条約」も社会モデルに基づくもの。

◎障害者

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの）により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの（障害者基本法第2条）。

【た行】

◎地域生活支援事業

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条及び第78条に規定されている事業であって、市町村にあっては障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業、障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業、障害者等、障害児の保護者等からの相談に応じるとともに、必要な情報の提供等を行う事業、成年後見制度の利用に要する費用を支給する事業、成年後見制度における法人後見の活動を支援するための研修等を行う事業、手話通訳者の派遣等を行う事業、日常生活用具の給付または貸与、手話奉仕員の養成を行う事業、障害者等の移動を支援する事業及び障害者等を通わせ創作的活動等の機会の提供を行う事業が必須事業とされている。

【な行】

◎難病

原因不明、治療方法未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病や、経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病のことをいう（難病対策要綱）。

◎ニーズ

一般的には、生存や幸福、充足を求める身体的・精神的・経済的・文化的・社会的な要求という意味で、欲求、必要、要求等と訳される。社会福祉の領域においては、社会生活を営むのに必要な基本的要件の充足ができていない場合に発生する。

【は行】

◎発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの（発達障害者支援法第2条）。また近年では、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害等を、自閉症スペクトラム障害という。

◎バリアフリー

高齢者や障害者の歩行、住宅棟の出入りを妨げる物理的障害がなく、動きやすい環境をいう。または、物理的な障壁を取り除くことだけでなく、障害者を取り巻く生活全般に関連している制度的、心理的または情報活用等における障壁（バリア）を取り除く（フリー）こと。

◎福祉教育

学校の児童・生徒に限らず、地域住民等の福祉の心を育てる教育。福祉問題に目を向けた学習を通して地域福祉への関心と理解を深め、福祉問題を解決する力を身につけることをねらいとしている。

◎福祉的就労

一般就労が困難な障害のある人が、各種の就労のための訓練施設や作業所で職業訓練等を受けながら作業を行うこと。

◎福祉避難所

災害時に高齢者、障害のある人、妊産婦、乳幼児、病者等、一般的な避難所では生活に支障をきたす人を受け入れてケアする避難所。バリアフリー化され、専門スタッフを配置した介護施設や学校を自治体が指定する。民間施設の場合は事前に協定を結ぶ。

◎法定雇用率

障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、国、地方公共団体、民間企業等に義務付けられている、雇用者全体に占める障害者の比率。平成25年4月以降、国、地方公共団体等は2.3%、民間企業は2.0%とされており、法定雇用率未達成の事業主は、法定雇用障害者数に不足する障害者数に応じて障害者雇用納付金を納付しなければならない。

【ま行】

◎民生委員・児童委員

民生委員法に基づいて市町村の区域に設置され、市町村議会議員の選挙権を有する者の中から適任と認められる者が、市町村・県の推薦により厚生労働大臣から委嘱される。

任期は3年で、職務は①地域住民の生活実態の把握、②援助を必要とする者への相談・助言、③社会福祉施設への連絡と協力、④行政機関への業務の協力等である。また、児童福祉法による児童委員も兼ねている。

【や行】

◎ユニバーサルデザイン

特定の年齢・性別・国籍・心身状態の人を対象とするのではなく、様々な違いを超えて考慮し、計画・設計することや、そのような状態にしたもの。

◎要約筆記

難聴者、中途失聴者等に、会議、授業等の内容を、手話ではなく文字を筆記してコミュニケーションを図るもの。

【ら行】

◎ライフステージ

人生の各段階。乳幼児期・就学期・成人期・高齢期等に分けられる。

第2次佐用町障害者計画及び
第4期佐用町障害福祉計画

発行：佐用町 健康福祉課
〒679-5380 兵庫県佐用郡佐用町佐用 2611 番地1
電話：0790-82-2521 FAX：0790-82-0131

発行年月：平成27年3月
